

内閣委員会議録 第六号

う個人情報保護法制定の早期整備に関する意見書
(埼玉県北本市議会)(第二八〇七号)

食品品質表示制度等食品の安全確保に関する意見書
(大阪府東大阪市議会)(第二八〇八号)

食品の安全に係る包括的法律(食品安全新法)
の制定と新行政組織の設置に関する意見書(青森県平舘村議会)(第二八〇九号)

食品の安全に係る包括的法律(食品安全新法)
の制定と新行政組織の設置に関する意見書(青森県三厩村議会)(第二八一〇号)

食品の安全に係る包括的法律(食品安全新法)
の制定と新行政組織の設置に関する意見書(青森県五戸町議会)(第二八一一号)

食品の安全性の確保に関する意見書(熊本県議会)(第二八一二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
構造改革特別区域法案(内閣提出第六九号)

○佐々木委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、構造改革特別区域法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官中城吉郎君、総務省自治行政局長芳山達郎君、法務省入国管理局長増田暢也君、文部科学省高等教育私学部長玉井日出夫君、厚生労働省医政局長篠崎英夫君、厚生労働省医薬局長小島比登志君、厚生労働省老健局長中村秀一君、経済産業省商務情報政策局消費経済部長小川秀樹君及び国土交通省港湾局長金澤寛君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○佐々木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○佐々木委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。林省之介君。

○林(省)委員 皆様、おはようございます。連日の御精励、御苦勞までございます。私は、自由民主党の林省之介でございます。

本日の審議は、構造改革特別区域法、私は、この法案が趣旨どおりに実施をされるならば、必ずや我が国の経済の活性化にもつながる、まさに国民生活の活性化にもつながる大変すばらしいものであるというふうには考えております。ただ、その移行過程の中で種々問題が発生するのではないかと考えるところがあるものでございますから、さようは、そのあたりのところについての質問をさせていただきますと思っております。

そこで、まずお尋ねをいたすわけでございますが、例えば市町村合併、このことがそれこそ民間の方々に、言葉として、どうなるんだろうというふうに語られ出してからもう四、五年経過をしているだろうと思うのですが、現在のところ、市町村合併が今の程度に推進をされているのか、あるいはどの程度に各自治体からそういう申請のようなものが上がっているのか、検討中であるのかというあたりのところについてお伺いをいたします。

○芳山政府参考人 ただいまの市町村合併の進捗状況でございますけれども、平成十二年十二月一日の行政改革大綱以降でございますが、暦年で平成十三年の合併事例は、さいたま市、西東京市等初め五件でございます。十四年に入りましてからこれまで三件、香川県のさぬき市、つくば市、大船渡市ということでございますが、今後、半年余りの間に十数件の合併が実現する見込みでございます。来年四月の静岡市、香川県の東かがわ市、熊本県のあさぎり町というようなことでございまして、十数件程度の合併が実現する見込みであります。

平成十七年三月が合併特例法の期限でございます

して、現在、全国的に合併の機運は盛り上がりつつあるものと思っております。

数字的に申し上げますと、十月一日時点の調査で、現在、各市町村における法定協議会、任意協議会ないしは研究会というのを設けて、複数の団体で合併の検討をしている市町村数は全国の約八割、全国の三千二百十七の市町村のうち八割を超える二千六百四十七でございます。特に法律に基づく法定協議会の数は全国で四百四十、構成市町村数五百六十二でございます。また、都道府県が、合併の機運が熟しているということで、合併重点支援地域を指定しておりますのが百九十一地域、四百六十二市町村というぐあいになっております。四月一日の調査時点に比べて二倍以上に増加をしている、こういうような状況でございます。

○林(省)委員 確かに、今お聞きをしますと、件数的にはかなりなものがある。しかし、現実には今まで合併が実現したという件数はまだまだ極めて少ないわけでありまして、そして、今それを検討している自治体におきまして、果たして本当に合併が実現をするのかという見通しについて、局長のお考えをちょっと聞かせてください。

○芳山政府参考人 ただいま申し上げましたように、全国的には、十七年三月の期限に向けて、各市町村いろいろ話し合いの努力をしているというぐあいには思います。

合併そのものの協議については、市町村合併が手段でありまして、やはり目的は町づくりということでございます。デメリットをなるべく少なくして、合併のメリットをなるべく最大にするというところでございます。これまで、今先生御指摘の点でございます。デメリットの面というところ、住民の声が届かなくなるのではなからうかと、周辺になつて声が届かなくなる、また文化や伝統が途切れるんじゃないかというような点が指摘されておりますが、これらの点についても、我々、できる限りの制度改正等を今まで行つてきておりまして、例えば住民の声なり周辺ということについては、合併特例法の改正の中で旧村単位の地域審議

会というものをつくつて、その代表で新市長に

対する意見を具申できるようなことで、これまで

も、先ほどの熊本県のあさぎり町もこの地域審議

会を導入いたしました。そういうような事例が

出てまいっております。

また、住民の声の面でございます。もちろん、

支所、出張所の設置とか、ないしはこの前の郵便

局の委託の法案というのもおつくりいただきました

て、なるべく住民のサービスが身近で使えるよう

にというようなこともやっております。

平成十二年十二月の行政改革大綱の中で、与党

の目標であります千というのを重く受けとめて、

今その実現に努力をしております。

これまで、制度改正で、ことしの四月に地方自

治法の一部改正がありましたけれども、これも、

議会で法定協議会を否決した場合に、住民発議

で、住民投票で法定協議会を設置できるようにす

るとか、また、ことしの八月三十日に市町村合併

支援プランの拡充ということで、関係各省庁の連

携施策で拡充策に取り組んでおりますが、いずれ

にせよ、十分な成果が上げられるように、啓発を

含めて、引き続きいろいろ努力をしてみたい

というぐあいに考えております。

○林(省)委員 今お聞きをしたのは、局長の見通

しとして、これぐらいな件数はいけるんじゃない

ですかねというのを聞かせていただきました。かつ

わけですが、私の選挙区でも、一つの、三十六万

ぐらいな市と人口三万ぐらいな町とが合併どう

うという話がずっとあるわけです。これが遅々と

して進まない、また、進んでいないと言った方が

いいと思いますが、その原因を私なりにいろいろ

調べますと、一番反対しているのはだれなんだと

言っているんですね。まさに自分たちの議席につ

ながつていくわけでありまして、それにプラスす

るところ、今度は自治体の首長であります。二つ

合併すれば一人で済むわけですから、自分の首が

飛ぶわけでありまして、そのあたりが一つのネック

になっていると私は思っています。

二つ

合併すれば一人

飛ぶわけであり

そのあたりが一

つのネック

しかも、住民の声というのは、今おっしゃったような文化の問題もあるでしょう。いろいろな問題があるでしょうけれども、合併することによって得をしますかと。大阪ですからね、どちらかというと損得勘定がまず頭に出てくるんですよ、合併して、おれら、得するのか。私は、ある自治体に対しては、私の考えを余り強く言っちゃいかぬけれども、それとなく、ここは損しますよ、こちららは得をするでしょうねという言い方をいたしております。何でもそんなことが言えるかというところ、これは明らかに、いろいろな財政上の問題でありますとか、あるいはそれぞれの自治体がついているところの行政能力、これにやはり大きな差があると私は考えております。

したがって、今回の特区法についてもそんなんですね。行政能力の高いところ、人、物、金、これが集まっている地域と、人もろくなのがおらぬ、大変失礼ですけども、その辺の縁故関係で、ちよつと町に土地売ったからうちの息子入れるというふうな、そういう町も随分あるんですよ。そうすると、当然、はつきり申し上げて、行政能力落ちます。全然考えられない。まして今回の特区法案について、こんな計画立ててなんというのには到底無理ですよ、はつきり申し上げて。

今、そういう状況の中の町村合併そのものが、ある意味では、ほとんど町村合併ができたところとそうじゃない周辺とで、私は、町村合併の一番大きなメリットは、私なりの考え方としては、まずは人件費がうんと安くなるということですよ。当然、二つあわせれば、丸々の人数要らぬわけですから、三分の一ぐらいいは要らぬでしょう。その人件費が浮くだけでも住民サービスに回せるじゃないですか、こんな話をすると、そうすれば我々にとつても得なんですかねというふうなお話である程度の納得が得られる。

少なくとも、ある一定の情報開示をしつかりとして、そして住民に対してそれこそ合併の賛否を問うような住民投票のようなものややつて町村合併に至るといふような状況であれば、皆さんも御

納得いただけるんでしょうけれども、どうも今、裏でぐちぐちやうやうやうしているのは、今申し上げたように、まずは地方議会議員が積極的にやろうとしない。首長もそれに便乗するような形でぐずぐず言っている。こんな状況が恐らくいろいろな地域であるだろうと思うんですね。そういう状況を踏まえた上で、局長としては、どの程度にいわゆる町村合併が進捗をするんだらうかということの見通しを先ほどはお聞きしたかったわけでございます。

時間の関係もございまして、そのことばかりにいつまでも時間をとるわけにはまいりませんので、そこで、特区の方の話にいきたいと思うんでございます。

今、特区法について、確かに、先ほど申しました、そのとおり、趣意どおりに実現をしていけば、恐らくこれはすばらしい形がでる上がるだろう。だけれども、これが市町村間の格差をどんどん広げる結果にはせぬかな。そのおそれというの、今も申し上げたように、まさに市町村間の行政能力に大きな差があるというふうには思っているわけでございしますが、これは大臣、どのようにお考えでございましょうか。

○鴻池国務大臣 確かに、林委員のたゞいまの御発言の中に、各市町村の行政能力、いわゆる人材がしつかりしているところとしつかりしていないところとあるぞ、こういうことで、私も兵庫県の尼崎市以下、それぞれ見ておりますけれども、似たようなところも随分ございまして。

市会議員の有力者が自分の親戚をどうしても入れるとか、いろいろなことで能力が全部落ちてくるんじゃないかと思われ節がたぐさん見えております。しかし、その中で、この特区構想を理解されて、よし、うちの町で、うちの市でこういうことを提案すればどこかで活力が出てくるぞ、こういうことで、このたび八月三十日に締め切りをいたしました第一次提案募集に關しまして、五十九の町、十一の村でなかなかすばらしい提案も出てきておるところでございまして、その地域の

特性に応じて規制を緩和する、改革をする、こういった考え方をその町、村また市の職員が十分理解して、今後もこの特区構想に提案をどんどん出していただくことを期待するところとございまして。

なお、一月の十五日を締め切りに、第二次の提案募集をいたしているところであることも申し添えたいと思ひます。

○林省委員 それで、確かに今大臣もおっしゃったように、一部の自治体では、斬新な、あるいは中にはあつというふうないろいろな計画が出てきた。仮にこういうものが実現されていったとしたら、住民に一番強い関心があるのは、地域による差もあるんだらうと思うんですけども、この特区法のいろいろな条文を見ておりましたら私が一番気になったのは、実は学校教育法の特例でございまして。

かつて、私の選挙区は教育疎開なる言葉を生み出した地域でございまして。日教組の力が非常に強くて、親たちは、この地域では絶対公教育は受けさせたくない、そんなことで、主として子供たちが中学校に就学しようというところになると、いろいろな手を使いました。お金の本当にある人は、自分が考える、教育のいいところだと思われれる地域にそのまま移転をするわけでありまして。しかし、そこまでの力のない方といひますか、経済力のない方は何をなさるかといふと、近くの親戚の家などに子供さんとお母さんなりお父さんなりの住民票を移して、住んでいるのはこの町に住んでいるわけですよ。そして、学校は住民票を置いていける地域の学校に行っている、こういうことをやっただけでございまして。

これは、教育疎開という言葉が一時はやつたこととございまして、やはり子供さんの教育ということについては親御さんは大変な関心を持っておられます。どの親であろうと、恐らく一生懸命、何とか自分の子供にしたいというお考えが強いございまして、こうして見せてもらっている中で私が一番気になるのは、学校教育法の特例

でございまして。

一 そんな中に、例えば幼稚園を三歳児が二歳児からでもいいですよ、こういうものもその特例の中に入ってくるんだらうと思うんですが、私はこれには大反対でございまして。子供を親から早く切り離せば切り離すだけ親子のきずなが薄くなるんですよ。まさに家庭崩壊、学級崩壊、これをそれぞれ助長するような法案であらう。

私は少し、いつも教育については極端なことを言いたがる方なんでしょうが、乳飲み子を入様に預けて働かなければ飯を食えないというんなら、その金は国で面倒を見る、そのかわりにあなたは子供についてきちっとした責任を持って教育をしてください、この子がとんでもないような犯罪を犯したような場合にはあなたも同罪ですよ。ぐらいな強い決意で国が幼児教育に力を注いでもらいたいという願いを私はずっと持つております。

どちらかといえば、親の愛情薄く育てられた子供の方が、これは明らかにいろいろとその後問題を起こす。学校においてもしかり、社会に出てもしかりというの、は明らかでデータがございまして。それを、親と子を早く切り離すようなことを奨励するような、これは部分の話でありましてけれども、私はこの問題についてはいかがなものかなという思いを強く持つものでございまして。

そんな中で、今申し上げているように、この間、ちょうど金曜日の本会議でも、総理も答弁の中でおっしゃいました。そして、鴻池大臣もその答弁の中でおっしゃったことの中で、いい考えが出てくれば、それこそ民間株式会社で学校教育を任せてもいいんじゃないかというふうなお話でございまして。

私は、義務教育についても、今の学校教育、学校教育だけの場面で考えるならば、最も手取り早いといひますか、最も有効な方法は公設民営化であらう、私はこう思つております。

それぞれの学校が、教師集団がそれぞれの教育目標を掲げて、極端な話を申し上げるならば、我

が校は、朝から全員で国旗を掲揚して国歌を斉唱して、その後校歌を全員で合唱して、それから授業にかかります。授業内容はこういうことをやります。どうぞ皆さん来てください。いや、我が校は、国旗も国歌も関係ありません、音楽の時間には北朝鮮の労働歌ばかり教えますよ、いかに共產主義、社会主義が素晴らしいかということを生懸命教えますよ、どうぞ皆さん来てください。それぞれが教育目標を掲げて、あとは親と子の責任で学校を選んでください。(発言する者あり) いや、そんなことはありません。そんなばかな親がおるわけがありません、こんな時代に僕は、それぐらいのことを思っていますよ。

ちよっとお尋ねしたいんですが、今、例えば公立の中学校で、全国平均で生徒一人当たりの教育費がどれぐらいにかかっているかというのを教えてください。

○玉井政府参考人 申しわけございませんが、今手元に資料が整ってございませんので、ちよっとお答えしかねるのでございます。後ほどまたお話を申し上げます。

○林(省)委員 それでは、私が文部科学省から教えていただいた平均値を申し上げます。これは一九九九年、文部省からいただいた資料では、全国の公立の中学校、平均でございますが、生徒一人当たりの教育費は九十七万八千円ぐらいでございます。約九十八万というふうには教えられております。すなわち、九十八万近い公的なお金でもって今中学校の公教育が行われているわけでありです。

私は、私学にずっと育ってまいりました。私のおりました、学校の名前はおいておきますが、その大学の併設の中学校、いろいろな補助金、助成金、全部合わせましても、生徒一人当たりの教育コストは八十万以内ですということを言っております。二十万近い差がある。

親御さんに、皆さん、どうぞ私立でもいいですよ、地元の公立でもいいですよ、どちらの学校に行かれますかと言ったら、いやお金がかかるから

私立は、こうおっしゃるんです。お金は要りませんよ、地元の公立でも、皆さんがいいと思う私立でも、どうぞ御自由に選んで行ってくださいとも申し上げたら、ほとんどの親は私立に行かせますよ。なぜですか。それは、公教育がよくないということをおわかっていらっしゃるからです。

だったら、九十八万もの金をかけているんですから、アメリカのバウチャーのような形にして、そして親に教育券を九十万ぐらいは出す。国と地方で八十万ぐらいもうかるわけですから。そして、学校は、公定価格を決めて八十万以上は取っちゃだめですよ、あとの十万はどうぞ教科書を買ったり学用品を買ってあげてください。こんなことだって考えられるわけでございますね。

大臣、いかがでしょうか。この特区における学校教育に民間株式会社を参入させてもいい、今そんなことについて文部省に対しても調べを進めてもらうようにお願いをしてある、たしか大臣、金曜日にそんな意味のことをおっしゃったと思いますが、いわゆる教育への民間株式会社参入について、とりあえず、現段階の大臣の考えというものを聞かせたいと思います。

○鴻池国務大臣 林委員は、関西の雄の私学を御卒業なさり、また教鞭をとり、教授になられまして、御発言に随分そういう意味で説得力があると承りました。幼児教育に関しましては、私は同意見でございます。

株式会社参入につきまして、実は、私は、八月三十日に締め切られた提案、その一カ月後に担当大臣に命ぜられました。列車が到着する寸前にその列車に飛び乗ったような感じでございます。

しかし、大詰めにしまして、大きな、先行的な意味のある特区構想として、これは直接たゞいまの御質問と関係ありませんが、医療に株式会社はいかがか、農業に株式会社はいかがか、教育の分野に株式会社はいかがか、こういういわゆる目玉の提案がございました。しかし、担当役所同士の話がなかなか進まずに、最終段階で私は、各担当大臣とお目にかかり、ひざ詰めの意見調

整をお願いしたわけでございますが、教育の分野におきましては、やはりたゞいまのところ株式会社参入ということについては考えがたし、こういう担当大臣からの話もございましたし、私自身も、極めて短時間の間の責任者の立場でございましたので、今回につきましては見送りたいという話を受けまして、しかし、なお一層の検討をお願いしたいと。

その理由は、やはり供給者側、教育に供給者とかそういう表現はおかしかもしれませんが、供給者側と、いわゆる受給者側、受ける方の選択というものを自由にすべきではないか、このような発想から、ぜひとも引き続き検討をお願いしたいと。総理の方も、ぜひとも引き続き検討するように、こういう指示をいただいております。

○玉井政府参考人 先ほど、林先生の方から、公設民営の御指摘がございました。まさに民間活力を教育の世界に導入する、活用する、その仕組みとして我が国には独特の学校法人制度があるわけでございます。したがって、林先生もまさにその機能をよく御案内のとおりでございます。

しかしながら、小中学校につきましては、私立が大変少ない、大変参入しにくいのが現実の姿でございます。そのために、私どもは、特色ある学校が義務教育においても必要であらう、したがって、私立も小中学校が設置が促進される必要がある、こういう観点から、ことしの三月、それまでまとめたものがございましてしたけれども、小学校設置基準、中学校設置基準を制定してミニマムを明らかにして、そして認可がより促進されるような仕組みをとったわけでございます。

また、今回の特区構想におきましても、民間活力を生かす御提案が幾つかございました。私どもは、最大限その趣旨を生かしたいということで、できるだけ実質的にその御要望がかなえられるようにということを考えたわけですね。

そのために、例えば、構造改革特区において不登校の児童生徒を対象とするような学校を設置し

たい、こういう例もございしますので、したがって、そういう場合には、学校法人でございすけれども、その参入要件を大幅に緩和いたしまして、校地、校舎の自己所有要件を撤廃する、こういう考え方を持っているわけでありです。そうすると、民間の方あるいはNPOの方、あるいはさまざまな方々が、学校法人という形をつくりながらいろいろな形で学校経営に参入できる。こういうことをやることによって先ほど先生がおっしゃった公設民営方式の促進が図られるのではないかと、ぜひそういうことを私どもとしてはやっていきたい、まさに特区の趣旨を生かしたい、こう思っております。

ただ、先ほど先生が一番最初におっしゃったとおり、教育はやはり利潤を追求するものではないものですから、極めて公共性が高いところでございます。まして、利潤の追求を目的とした株式会社は直接に設置するということはやはり適切ではないのではなからうか、やはり全国的な、あるミニマムの教育水準は維持する必要があるのではなからうか、こういうことでございしますので、ぜひ御理解を賜りたいと思っております。

○林(省)委員 今、おっしゃることはよくわかるんですけれども、確かに、だれにでも任せたいです。すよというものではないこと、これは事実であります。

しかし、僕が言っている公設民営化というのは、少なくとも現行の学校の中で、先ほども申し上げたように、では我々はこういう教育をしましようというグループが集まってやるようなことだったから簡単にできるんじゃないですか。日教組の特に極端な考えを持っている人たちがいるのは、いつでもすぐ集まりますよ。おれたちはこんな学校をやるんだといって幾らだってできるわけですから、そのあたりのところを、せめて、もう少し自由なところに任せてみてはどうなんでしょう。

総理や大臣のおっしゃった、民間株式会社、確かにだれだって、だけれども、学校運営をして、

私学であれば利潤の追求、利益の追求なんという
ことを言うとはこれとんでもない話になりますけ
れども、ある一定のものがちゃんと上がってこな
ければ次の段階には入っていけないんですから、
当然ある一定の、利益と言いたい方は悪いけれ
ども、運営費を求めていくのは当たり前のこと
でありましょうし、今、私立の学校をつくらうと
したら、どれだけの許認可のための書類を出さな
きゃいけないか。私どもの大学が一つの学部を申
請するだけで、四トン積みトラックに書類八杯で
すよ。一学部、それだけのものを持つていかな
きゃ、これはもう十年ほど前の話ですけれども、
今は随分簡素化されたと思いますけれども、そん
なばかなことをやっているから、いつまでたつて
もなかなか思い切った教育改革がでないんだろ
うと僕は思っています。

そんな中でこのたびのこのいわゆる学校教育
の特長における考え方、これは非常にすばらしい。
国民の皆さん方がこの特区構想の中で一番何に期
待しておられるか、僕も聞きました。教育にいろ
いろ問題のある地域ほど、学校教育、ここに一番
期待しておられます。大臣、ぜひ、簡単に文部省
とのやり合いの中で引き下がらぬで、がんがん
やってください。私はいいいことだと思っています。
そして、これだけ自由に物が選択できる時代を
迎えて、唯一選択する余地のないのは、私は、公
立の小学校、中学校じゃなかるうかと思っていま
す。今、少しは選択の幅の広がる地域が出てまい
りました。しかし、まだほとんどの地域が、はい、
この土地に生まれた人は小学校はここです、中
学校はここですと決められているわけですよ。
こんなばかなことはこんな時代には全くおか
しいと私は思いますから、少しずつでもいいです
から、せめてその特区の中で。

だけれども、特区の中にそういういい学校が、
あるいい教育制度がどんどんで出しますと、
恐らく住民の大移動が起る可能性があります。
すよ。私はこのことを心配します。あそこはいい、
住民サービスもいい、自然環境もいい、教育もい

いなんというような地域が仮に特区になれば、お
金のある人はほとんどそこへ行きますよ。それで、
そういう少し問題のある地域にだけが残るんだ。
動くに動けないお年寄りや、また少し極端な話を
するかもしれないが、余り税金をお払いいただ
けない、そんな方々ばかりが残った地域はどうな
るんですかというような問題も地域間格差が大き
く広がった場合に出てくる可能性がある。

一つは、大変いいことなんです。そして、これ
はいかぬということでもまたこの地域が頑張つてく
れる。頑張つてくれればいいんですが、頑張る気
力もなくなつた、頑張る財力もない、そんな状況
が仮に出現したら、これは仮の話でございませう
けれども、とんでもないことが起こる可能性もある
ので、十分にしっかりと目を光らせながら、言う
ならば、最終的な決定権者は総理のようにお聞き
していただきますから、極端なことを言うと、総理が、
この町はいいい町だからとんやりなさい、この
町はいいい問題があつて、計画だつて余り大し
たものじゃない、ずさんなのだから、これはだ
めですよというようなことだつて起り得る状況
ではないかと思ひます。それがいい、こうおつし
やる方もおられますけれども、それは、やはり同じ
日本国民として、行政サービスの点に大きな差が
出てくる。

現に東京二十三区では、例えば、私の聞いている
範囲では、乳幼児の医療無料は六歳までありま
すよ。しかし、私の地域には、乳幼児の医療無料
はありませんと言つた方がいんです。両親の年
収に所得制限を加えていますから、三百三十四万
五千円以上の収入のある人には、乳幼児の医療無
料は適用しません。同じ日本なのに、ある町は乳
幼児の医療無料がない、ある町は六歳まで無料
です、やはりおかしいんじゃないかな、そんな懸念
を抱きながら、何とかこれがいい方向で進んでま
いることを心より大臣にお願いをいたしまして、
質問を終わらせていただきます。ありがとうござ
いました。

○佐々木委員長 林省之介君の質疑は終了いたし

ました。

次に、島聡君。

○島委員 民主党の島聡でございます。

構造改革特別区域法案、重要広範議案で、本来
なら総理出席を求めまして議論をする私どもは
要求していたわけでありましたが、何か最後の方
にしたいという話なので、残念ではありますが、や
むを得ず、きょうはこういう形でやらせていただ
きます。ただ、鴻池大臣は特命担当大臣というこ
とでございまして、本当にその特命を帯びられ
る方ですから、しっかりとやらせていただきたい
と思います。

民主党のネクストキャビネットの総務大臣をし
ております島と申します。よろしくお願ひします。
鴻池大臣、初めてお会いするのでいろいろと聞
いてみましたら、何か、信なくば立たずというの
がモットーである、勤善懲惡というのもモットー
であると。特にこのようは本当に国民の信頼が要る。
信なくば立たずというのがあります、まさに政
治もそれでありまして、もしきょう総理がおら
れたら、ちようど鈴木宗男議員の裁判が始まる
ところでありましたので、内閣府にはそういう御関
係の深い政務官もおられたので、ぜひそれも聞
こうと思つたんですが、それはまた今度にしまし
て、きょうは、構造改革特別区域法案の質問から
入っていきたいと思つています。

まず最初に、鴻池大臣、剣道も五段でいらつし
やるそうでございます。そういう方でございますの
で、日本経済新聞で読んだんですが、十月に厚生
労働省に乗り込まれたと。十一日の会議の直後、
株式会社を一つも認めていないのは理解できない
と憤慨したと。なるほど、さすがに剣道五段、だ
んとやられると私は思つたんですが、このとき、
どんな話をされてどんなことで話がまとまつたの
か、そこをちよつと経緯だけ教えていただけま
すか。

○鴻池国務大臣 先ほど御答弁申し上げた中で
申し上げましたが、八月三十日にこの特区法案、

提案締め切りになりました。九月三十日に私が就
任をいたしました、十月の十日にはこのプランが
スタートするという段階のときでございました。

しかし、先行的に、象徴的に、この特区の進め
方、構想の中で、医療の分野、教育の分野、また
農業の分野に自由競争を入れる、株式会社を参入
させるというのは大変大きなテーマであると私自
身が認識をいたしました。そこで、各省との調整
ぐあいを聞きますと、この三つについては大変難
しいということでもございましたので、私自身が各
省に参りまして担当大臣とお目にかかつて、私な
りのお願い、説得もさせていただきまして。

ただいまの委員の御質問は、厚生大臣と会つた
ときかがあつたか、こういうことでございま
すが、大先輩でもいらつしやいますし、長い厚生
大臣の御経歴もおありの方でございまして。私自身
は十日目の大臣でございましたので、まさに謙虚
に、こういう構想について御理解をいただきたい
ということをお願いをいたしました。

私の発言の趣旨は、これは全国一律のことでは
ございません。例えば、東京の千代田区に、医療
の最先端の技術を持った、あるいは機器、機材を
持った株式会社の病院をつくる。これについては、
いわゆる資金の導入が大変たやすく、また、
株式会社方式にすれば株主に対しての説明責任と
いうのも大変重くなる、こういった利点もござい
ます。

アメリカ等へ行って大きな病気を治さなきゃな
らぬというような日本の現状から考えた場合に、
東京都で大きな手術あるいは大きな病を治せると
いったようなことも、供給者側の考えとは別に、
患者側としては大変なメリットがあるのではない
か。

また、国際的に随分進んでまいりました日本の
国、特に東京は外国人が多いということから、そ
ういう方々のメリットも考えられるのではない
か、そういうことを強く申し上げました。

あわせて、現在、六十九の株式会社病院がご
ざいます。これとの整合性についても考えられる

のではない。町で六十九の病院が大変混乱を起こしておる、こういうことも今のところは聞いていない。

こういうことで、実は、私の方からひとつ御理解をいただきたいというお願いをいたしたところでございますが、厚生大臣の方からは、やはり医療の営利ということについて今のところは考えがたい、そして、一つは、やはり今の国民皆保険の中において、全国一律に公平に医療が受けられる日本の制度というものをこのまま維持をすべきである、こういう考え方から、今、鴻池の提案のことについては、今回についてちょっと猶予をさせていただかなければならない、こういうお話でございました。

そこで、私の方からは、なお一層引き続き御考慮いただきたい、提案を続けさせていただきたいということをお願いしてきたところであります。

○島委員 今おっしゃったように、一挙に全国ベースで展開するのは難しいから、だからそれを地域のイニシアチブで先行実施していくんだ、それが今回のコンセプトですね。それでやっていくんだということ、なるほど。

これは、第三次行革審のパイロット自治体というのがありました。私も、第三次行革審のパイロット自治体のところはまだ議員じゃありませんでしたけれども、松下政経塾というところにおりまして、地域から日本を変える運動というのを、「ちにか」と言うんですけれども、そこでパイロット自治体をぜひやりなさい、やった方がいいですよという話をしていたんですが、結果として随分骨抜きになっちゃって、要するにやったところは何だったんだという話になっていて、今回もそんなことを実に恐れています。

我が党としても、どうもこれは、看板はいいんですけれども、やってみたら全部骨抜きになって、その結果、何にもならない、羊頭狗肉、そうやってしまう法案が多過ぎる、そういうことをつくづく感じている状態であります。

鴻池大臣、今のお話は非常に迫力も感じました、やはりびしっと、勧善懲悪の。そのつもりでやってほしいんですが、何かだんだん変わってくるんですよ。小泉さんも、昔ばあちゃったんだけれども、今、だんだん手が下がってきたり、何か目が下に向きそうになっちゃうので。

それで、構造改革特別区域法案、実はこれは、第三条にあるいわゆる基本方針、内閣総理大臣は基本的な方針の案を作成する、これが非常にポイントなんです。これが閣議決定がきちんとされたならば随分進むんです。

今、鴻池大臣が、厚生労働大臣に行かれたとしても先輩という話をされた。そうなんです、先輩は先輩なんです、やはり法の中でのやるわけですから、特命大臣には特命大臣の権限があるわけですね。内閣府というものの存在もあります。ちなみに、私は、内閣府が新しく設置されたときに内閣委員会の理事をやっておりました。久々に来て懐かしい感じがします。まだ個人情報保護法があるそうですから随分昔の話だと思つて、あれは私がやっていた。それを感じるわけであります。

この基本方針というのが実はポイントで、第三条ですが、内閣総理大臣は、構造改革等に関する基本的な方針を定めるといふふうにあるわけであります。このときに、かなり具体的なことを書いていく、そしてそれを閣議決定する。そうすると、それは先輩とかそんなじゃなくて特命担当大臣としての仕事になるわけですね。だから、これがポイントだと私は思います。例えばそこに、これは我が党なら、私たちが政権をとったらこうします。規制改革、構造改革ののつとっている限り却下しないという意味の方針を出します。あるいは、地方自治体からの要望を可能な限り入れる、そういう文言も入れます。私たちが政権を持てたら、ですから、この基本方針に、規制改革、構造改革ののつとっている限り却下しない、そのような基本方針を入れる、そういう思いがありますか、どうですか。

○鴻池内閣大臣 ただいまの島委員の、キャビネット内閣、私もならこうすると思いに近い思いを私も持つておるということをお願いしたいと思ひます。

この基本方針におきましては、例えば次のような定める予定を申し上げたいと思ひます。構造改革の推進等の意義、目標、定期的な特区に関する提案募集など政府が実施すべき施策の基本方針、内閣総理大臣が計画を認定する際の基準、政省令、告示、通達等も含む特区において講じられる規制の特例措置と関係行政機関の同意の要件。

ただいまのお話のように、地方公共団体の計画を原則として認める姿勢につきましては、基本方針において内閣総理大臣の認定基準を明確にすることが今いろいろところで御指摘をいただいているところでございますが、同意要件についても裁量権のないものとした、このように考えておるところであります。

○島委員 近いものと一緒のものというのは全く違いますから、ぜひとも、だんだん骨抜きにされないようにしないと我々は反対だし、そういう姿勢です。で、きちんと、羊頭狗肉にならないようにしていただきたいというふうに思ひます。

改めて、特命担当大臣、私は先ほども言いましたように内閣委員会に最初のころからおりましたので、特命担当大臣の権限を、これは懐かしいのを見てみました。二〇〇一年六月十三日に議論したんです。

まず、閣議決定のときに反対が出る可能性がります。その閣議決定は、今は、御存じのように、憲法では内閣は連帯して責任を負うとありますから全会一致制なんだけれども、当時、そんなことをいったら閣僚は拒否権を持つじやないですかという話を福田官房長官とやりました。だから多数決制を導入した方がいいんじゃないかと。橋本前総理が、行革推進本部だと思ひますが、そこでの提案にもあつたように、やった方がいいんじゃないかという話をしました。そのときに、福田国務

大臣はこの内閣委員会、その過程の中に多数決とかいったようなことがあるかもしれぬという話をしましたから、だからできるわけでありました。

それで、特命担当大臣の権限を改めてきちんとしたいと思ひますが、法文上は、内閣府設置法の第九条に特命担当大臣というのがあつて、第十二条に特命担当大臣はどんなことができるかということが書いてあります。「特命担当大臣は、事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができ、勸告ができる。」「その勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。」つまり、やっておるか聞くことができる。そしてさらに、「特命担当大臣は、第二項の規定により勧告した事項に關し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六條、これは指揮監督権の話ですが、それを、「措置がとられるよう意見を具申することができ、理了解しますが、そういう理解でよろしいですね。」というふうになりますというふうに法文上。

○鴻池内閣大臣 さようでございます。

○島委員 つまり相当なことができます。だから、基本方針で、今大臣がそう思われたならば、近いとそれは違ふんですよ。近いという部分を私は気にしているんですよ。だんだん骨抜きにして近いですよというのをすごく気にしています。それだけ閣議決定をきちんとしたら、あとは鴻池大臣、先輩も何もないんですよ。勧告して、プラン・ドゥー・シー、チェックして、もしできなかったら総理大臣に言つて、総理大臣は指揮監督をすればいいんですよ。やるかやらないかは、そうすると、もう今までのようにノークション・オンリー・トークは通用しない。法文上できるのにやってない、そういう話になるわけでありました。これに今そのとおりとおつちやいましたから、そのとおりだということで、しっかりとやってくだ

次の質問でございますが、法文の質問をちよつと申し上げます。

先ほどちよつと言われましたけれども、法文の第四条の八、九です。内閣総理大臣は、構造改革特別区域計画が掲げる基準に適合すると認めるときは認定ができるんです。ところが、その九に、内閣総理大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、関係行政機関の長の同意を得なければならぬ。と。そうすると、さつきちよつと言われましたけれども、関係行政機関の長の同意を得られなかったらどうなるのか。

まず、同意を得られなかったらどうなるのかというところをお聞きします。どうですか。

○鴻池国務大臣 これからやってみなきゃわからぬことなんですけれども、同意を得なかつたらいかかというところでありますけれども、私の考えは、各地方公共団体の判断が尊重され、要件に適合しておれば関係行政機関の長は原則として同意をしてもらわなければ困る、このように思っております。

○島委員 原則としてというのもよく使ってますよ。今の、原則として、わかります、そうやって言わざるを得ないことは。仮定の質問だし、これからやってみたいとわからないというのは、それはもう大臣の行動次第なわけですね。その原則を幅広くやっちゃって骨抜きにできるかどうか。こういう法案は、要するに、骨抜きにできることが仕組んである法案なんです。それについてどう思われますか。

○鴻池国務大臣 骨抜きがあるか骨がそのまま残っておるかというのは本当に食ってみなきゃわからぬ話だと思ふんですが、人がやることでありますから、いろいろな方向からいろいろな御批判やら御意見があると思います。これについては、十分耳を傾けながら、私自身の与えられた任務というものをしっかりと踏まえて進んでいきたい、このように考えております。

○島委員 もう大分一般論になつてきましたから、食ってみなければわからぬけれども、食う前に見

れば大体わかるというのもありまして、そういうおそれを感じている法案です。私たちが法律をつくるのなにもつきちんと規定します。

法策的な話でも一つ聞きますと、なかなか不思議な法案といえませんが、いろいろな基本方針はこれから決めるわけですから、一応、十四の事例が出ている法案であります。十一、条以降に十四本、この法律を直すんだというのが出ています。マスコミ的に言うところ「官が抵抗、改革小粒に」とかそんな感じで書いてある、そういう法案になっていきます。

お聞きしますが、まだ基本方針が閣議決定されていないし、大臣は私たちの思いに近くて、原則として却下しないとか、規制改革、構造改革にふさわしいものにするとか、地方自治体からの要望を可能な限り入れるとかいうのがありますけれども、この法案の具体的などころを見ても、何か、官がとりあえずOKと言つたものだけ入れた、調整して何となく可能だったものだけ入れたと。そうすると、基本方針もそうなんじゃないか、そういう思いがあるんですが、この十四本を法律として入れた、考えた基準、それは何ですか。

○鴻池国務大臣 提案された四百二十六の提案、これを精査していきまして、約千近い規制があつたことは御存じのとおりであります。これについて、既にこれはもうできるものではないかと、あるいは全国レベルでこれは検討できるものではないかと、既に政令ですぐできるものではないかと、こういうものを役所、室の方で精査していったわけですが、その中で、あと、やはり役所同士の提案についての意見交換、調整があつたというところは事実でございますから、これは官が主導したのではないかと、形で見ればそうかもしれないことだと思います。

ただ、私は、これは第一回でございますので、これから、先ほど申し上げましたように、一月十五日を締め切りとして第二弾の募集を既にかけております。その推移を見ながら、この特区構想の

できる範囲の、実現するためにはどうしたらいいかということを経験せず考えながら進めていかなければならない状況ではなからうかと思うわけでございますので、どうか御理解をいただきたいと思ひます。

○島委員 今いじくも言われましたが、官が主導したということもあるかもしれない。そういうことがないようにしなくちゃいけないと私たちは思ひます。

また法文の方に入りますが、第一条の目的のところ、「この法律は」とあつて、いろいろな分野が書いてあります。教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、とあります。

今、鴻池大臣、最初に私が質問したことで、医療の話をとつとつと言われましたね。この社会福祉というところと医療が入つていますか。

○鴻池国務大臣 医療も含まれておるといふうに御理解をいただきたいと思ひます。

○島委員 大丈夫ですか、今の。

○鴻池国務大臣 済みません。きちつと書いたものを読まないと、わからぬところはきちつとやります。

株式会社参入について各省の指示を行うことができるかについては、閣議決定による基本方針がどこまで具体的な決定がなされるかによるといふことを踏まえて、ただいまのところは含まれていないという理解をいたしておるところであります。

○島委員 非常に不思議なんです。鴻池大臣が法案を出され、医療も、先ほど熱っぽく語られた。熱っぽく語られて、多分、我が党の中でもそうだなと思う人もおつたと思ひますよ。ところが、今、社会福祉というのに入つているかと言つたら、入つていると言つて、その後入つていない。私は、事前にレクを受けたから、入つていないといふのを知つていたんですが。

何で入つていないのかといふのは今何か早口で言われましたけれども、でも大臣、不思議だと思

いせんか。大臣はそういう思いでおられて、大臣が出されておられる閣法の法律にそれが入つていないといふのはおかしいと思われせんか、大臣。どうですか。

○鴻池国務大臣 紆余曲折の答弁をして大変恐縮であります。

もう一度申し上げますと、第一条の規定の中には、社会福祉の中に医療は含まれない、こういうことでもあります。(島委員「もう一度お願いします」と呼ぶ)第一条の規定の中、社会福祉には医療は含まれない。

ただし、第一条の目的規定の例示は、法案の第四章において特例措置を講じることとされている分野の代表的なものを例示したものにすぎず、ここに例示されていないからといって、今後、この法案の対象とならないわけではない。

医療への株式会社参入につきましては、先ほど私が申し上げたとおりであります。

○島委員 今のお話であるように、医療は、入らないわけではないけれども、社会福祉には入らない。多分、その中にはいろいろな紆余曲折があつたんでしよう。大臣が紆余曲折の答弁と言われたように、恐らくそういうのがあつて、今、副大臣が言いたくて仕方がないという顔をしていますけれども。

ただ、大臣、お氣をつけたいただきたいのは、本当にもしそういう答弁で、もつとこつちが普通の委員会だつたら、どうなつていんだというふうに言われるときがありますから、しつかりしないと、そんな今おつしたような方針も全然貫徹せんから、しつかりやつていただきたいと思ひますね。

ということで、医療の方に入つたので。お待たせをしています、副大臣の皆さん。きのう実は質問をとりに来られた官僚の方々にも申し上げたんですが、本当に彼らが一生懸命、きょうは副大臣はいろいろなところで大変だからほかの方とか参考人とか言われていました。僕はよく彼に言つただけけれども、君たちが言う

必要はない、政治家同士で議論をするんだ、もしあるなら政治家にちゃんと言わせろという話をしたところであります。

木村副大臣、お待たせをしました、さつき言いたくて仕方のなさそうな顔をしていました。それはそうだと思います。十一月七日の朝日新聞、木村大臣の発言というのがあります。「医療市場狙うユダヤ人のような亡者 木村副大臣が発言 株式会社参入など批判」。一つずつ聞いていきます。すぐに何か不適切な表現だと言われたと。クリントンさんが使った言葉ですが、この不適切というのはどこが不適切なのか。ちなみに、報道で発言は以下の通り。」と。読みます。どこかということを書いてください。

社会保障の大切さが叫ばれているが、社会には市場原理主義者がいる。三十兆円の医療市場を虎視眈々と狙っているユダヤ人のような我利我利亡者がたくさんいる。そういう人たちに對して、私もはお互い力を合わせて、がんばらなければならぬ。神聖なる医療の分野に訳のわからないものが入ってきて、大きなダムを崩そうとしているのではないか。市場原理主義者に対しては、私も、断固闘い、日本の社会保障の素晴らしいシステムを守り抜いていかねばならない。

どこが不適切なんですか。

○木村副大臣 不適切な部分だけ、こういうことでありまして、その、特に外国のところは何か誤解を与えるような場面があったのではないかな、こういうところをごいまして、この辺はここを取り消させていただいたようなわけでございます。

○島委員 ということは、これは私が言っているわけじゃありませんから。今おっしゃった外国名の誤解、木村副大臣が言われた言葉なので御容赦願いたいと思いますが、「ユダヤ人のような」ですか。

○木村副大臣 その外国名、そこが特にでございます。

○島委員 その外国名がということですね。ということとは、「我利我利亡者」というのはいいんですね。

○木村副大臣 そこは委員の御判断にお任せをしますけれども、特に問題点は、やはりその、全然私はそういう意図はなかったんですが、たまたまそういう外国のところが出たというところが特にでございます。

○島委員 木村さんは副大臣ですから、副大臣というのは認証官でし、総理とともに一緒に内閣を支えるお立場です。

それで、ちょっと聞きますけれども、これは総合規制改革会議の中間報告なんかに、今、例えば、「民間参入・移管拡大による官製市場の見直し」で、株式会社市場参入・拡大で医療とかいうふうに書いてあつて、そういう議論をされているわけですね。我利我利亡者というのは、この総合規制改革会議のメンバーとかそういうことですか。

○木村副大臣 もちろん、それは特定したものではありません。

○島委員 それは特定したものではありませんけれども、入っているんですか。

○木村副大臣 世の中にはいろいろな方がおいて、たたく方もあれば、やはり、何というんですか、どうしても利潤の追求を行っている方々もたくさんおられておるわけでございますけれども、特に医療の分野というのは、人間の生命にかかわる分野でございます。そこに余りにもそういう利潤追求みたいなものが行われるのはいかげなものでしょう。しかも、その原資は皆様方からお支払いをいただいている貴重な保険料でございます。やはりそういうのは公平に使われていく必要があるのではないかな、そのように思っているような次第でございます。

○島委員 いや、私が聞いているのはそんなことを聞いているんじゃないんで、我利我利亡者というのはだれをイメージしているんですか、鴻池大臣

をイメージしているんですか、そういう話を聞いているんですよ。

○木村副大臣 鴻池大臣はイメージしていません。私は鴻池大臣とは同期生であります。

○島委員 同期生とか、そういう話じゃないんです。

木村副大臣がそういう発言をされて、株式会社参入だとか批判をされておられる。「一衆議院議員として」というふうには報道では伝えています。副大臣ではないと。その一衆議院議員と副大臣というのはどういうふうな区別していらっしゃいますか。

○木村副大臣 たまたま、あの会合におきましては、衆議院議員木村義雄、こういう自己紹介をしたものですから、それでございます。

○島委員 ということは、衆議院議員として自己紹介をすれば何をやっていいんだ、そういう話ですか。

○木村副大臣 そのように新聞が書いていただけでございます。

○島委員 まあ、まだこれからですから、きょうはこれぐらいにさせていただきます。

ほかにも副大臣が来られて、時間で答えられないといけません、私が言いたいのは、内閣というのはいくつもなくちやいけなものです。内閣が一つであつて、しかも総理がリーダーシップを持ってやろうとしているその大事なときに、その場所にいられるときに何かリップサービスでばつぱつと言われて、後で私は一衆議院議員として言ったなんということがどこまで通用するのか。もう一回、これはきちんとしたところを調べてどういうふうな言われたかというのを見ますけれども、それは本当に辞職して言われるなら構わないけれども、そこにとどまって、何か言った後は一議員として言ったとか、そういうのはどうもおかしいということだけ指摘をさせていただきます。

質問に入ります。

医療産業、株式会社医療参入、病院について提案をしました。それに対して厚生労働省は、特区に実現できても全国的に適用できないことが考えられるので特区にはなじまないとい書いたと。そうですね。それでいいですね。

○木村副大臣 御承知のように、日本は皆保険制度をとっておりまして、国民の皆さんがいつでもどこでもフリーアクセスというものを堅持しているわけでありまして。特に、先ほども申しましたように、医療というのは人の生命、身体にかかわる大事なことでございます。ですから、これは全国でやはり一律であることが望ましいわけでございまして、特区制度の対象として株式会社を考へることは大変課題が多いんじゃないかな、このように考へているような次第でございます。

○島委員 鴻池大臣、さつき私はたしか、特区法案というのは全国に先駆けて先行実施をするんだというふうについて、全国一律の中で先行実施なんだというふうについて聞いたんです。今の副大臣の答弁だと、全国一律じゃないとそれは許さぬという話になっているんですが、それはどうなんですか。

○鴻池閣下 私は、この担当になりました時点から、これは全国一律で、難しいあるいはいろいろな歴史的な問題とかいろいろものを抱えている規制を一点に集中して、一点これをパイロットケースとして、パイロット自治体ではございませ、パイロットケースとしてやり上げる。そして、これがよりよきものならばよりよき方向に飛び火していく、これを私は随分多くの国民の皆さんからも期待されているものと信じながら進めていく所存でございます。

○島委員 今おっしゃったようによりよき方向に一点飛び火していくという話とさっきの話と随分矛盾するんですが、どうですか。

○木村副大臣 必ずしもよりよき方向に行くのかなというのを考えますと、それはいかげなものかな、このように思っているような次第でございます。

○島委員 だから先行実施するわけでしょう。

必ずしもいい方向に行くのかなというの、もつと具体的に言ってください。だから先行実施しようという要望だつてあつたわけですから。必ずしもよりよき方向に行くのかなというのは、どういふ点が悪い方向に行くといふふうに考えているんですか。

○木村副大臣 株式会社医療経営の参入ということでございます、株式会社というのは、やはりできる限り多くの利潤を追求するし、またそれを配当しなければいけない、こういうことになるので、これを実現するということになりますと、例えば利益確保のための、こんなことはあつてはいけませんが、過剰診療的なインセンティブも働きますし、やはり、そういう適正な医療をなかなか提供できないのではないか。

それから、営利性を持つ株式会社収益の高い医療分野に集中しないか。クリムススキミングというのがありますが、言ってみればおいしいところばかりをとるような医療をどんどんしていきますと、かえって医療費の高騰を招いてしまうんじゃないかな、こういうふうにいるような次第でございまして、やはり、先ほどから言っておりますように、株式会社の医療への参入というのが、必ずしも日本の医療の質の向上やそれから医療の削減につながるのかな、こういうことを考えますとこれはいかなるものかな、このように思っているような次第でございまして。

○島委員 私の記憶あるいは聞き間違いでなかったら、もう株式会社、六十九あるとおっしゃいましたんで、さつき。

○鴻池国務大臣 既に株式会社として、先ほど六十九と申し上げましたが、事務方から六十七の訂正がございました。今ここに訂正をさせていただきますかと思ひます。六十七です。

○島委員 そうすると、その六十七の株式会社は利潤を追求してうまくやっていない、そういう話ですか。

○木村副大臣 この株式会社は、当初、結構株式会社制度の病院がたくさんあつたんですね。しか

し、やはりだんだん今の医療法人の方へ、いろいろな制度の関係上、移行してきたところがありまして、残つたところが六十七、このように伺つてゐるわけでございます、必ずしも後から株式会社として入つてゐたところではないわけでございます。

もちろん、その中ではしっかりと地域の医療に貢献しているところがたくさんあるのは、それは当然のことでございます。ただし、それが全部とは言つていけませんけれども。

○島委員 だから先行実施でやればいい、そういう話なんでは。今おっしゃつたように、木村さんも認めたじゃないですか、今うまくやっていると

言つて。
○木村副大臣 先ほどの答弁をまた訂正するよう

で恐縮なんです、六十二だということでございます。現在、医療は、株式会社立病院は六十二だ

そうでございます。
現存している株式会社立の病院は、どういふもの

かと申し上げますと、当該会社の従業員の福利厚生を確保する趣旨で開設されたものである。病院経営自体から利益を上げることを目的としてい

いわけでございまして。要するに、会社の企業の福利厚生施設の中の一環として位置づけられてゐる

わけでございます、先ほどから言つておりますように、利潤追求というものは少し、株式会社、先ほど申しましたように、歴史的に残つてゐるというところを申し上げた、そのことでございます。

○島委員 六十九が六十七になつて六十二になつて、本間に、普通の委員会、普通これだけだんだんどんどん答弁が変わるというの、珍らしいなと思ひます。ぜひ、答弁をきちんと準備して、あるいは政治家で副大臣をやつていらつしやるあるいは大臣をやつていらつしやる方がきちんと答弁ができるようにしないからちつとも日本の政治はよくならないと言われますから、しっかりとつて

ください。
もう一つ、今度は逆のことを聞きます。
私も、厚生労働省の反論になるほどと思つた

ところが一つあるんです。株式会社に伴う参入問題は、医療の質、安全性にかかわる問題であり、試行が失敗した場合に事後的な対応は不可能である。つまり、体とか生命に関することですからね。これについて、特に、一部の地域の住民のみをリスクにさらすことは問題だということがこれまで回答で書いてあるんです。それはそうかなと思ふんですが、でもこれは全体にも同じことが言えますよね、一部地域住民にそういうことがあ

るといふことは。それについてはどういふお考えですか。
○鴻池国務大臣 まず、おわびを申し上げます。六十九と言つたり六十七と言つたり、また木村さんが六十二と言つたり、きちつといたします。また御報告を申し上げます。

実は、私、木村さんとは本当に同期でとても仲よくしてゐる一人でございます、しかし、本件にしましては切り結ばなきゃいかぬといふふう

に思つております。
そして、ただいま島委員からのお尋ねでございますが、現在、病院の株式会社も、福利厚生から

出発したといへ、地域のその企業に全く関係ない方々の医療に当たつてゐる、命を救つてゐることも現実でございます。これも十分私の強い発言の中に含まれてゐるところでございます。

もう一つは、今回、特区で提案をされてきた株式会社で医療参入したいという提案は、これは一

商社とかあるいはほかの企業ではなく、提案者はみんな立派なお医者さんであるということなんです。立派な医療です。週刊誌の情報でも一番二番にランクされるぐらいの医療機関としてはすばら

しい病院の経営者が、株式参入をして、そして、例えば千代田区の中に高度な医療を行えるような病院をつくりたい。これがどうして全国に申しわけない事態が起きるのかといふことは、私は木村さんの発言でも理解しかねるところがあるといふことは、本当はこつち向いて言わなきゃいかぬ

す。
○島委員 時間が少なくなつてきていますので、文部科学副大臣、もしお時間が、きのう役人の人が何か大変一生懸命僕に頼んでいましたから、先に質問だけして、終わりましたらどうぞ引いてくださつていいですが、一質問をさせていただきます。私は、役人が余りそうやってやるというのも本当にいかげんかと思ひます。もつと堂々と、役人は中立的に政策を考えてもらつて、政治のことは政治家がやるべきだといふふうに思ひます。

同じように、学校への株式会社参入につきまして、要望事項が結構多いのだけれども、文部科学省はどのような見解をお持ちなのか、どうぞ。
○河村副大臣 株式会社のいわゆる教育、学校経営への参加、こういう問題であります。

基本的な認識は、私のもとに統一見解的でございますが、先ほどの話のように、教育は、株式会社が利潤を追求するようになつていけない、教育は利潤を追求するものでなく、極めて公共性が高いものであるから、利潤の追求を目的とした株式会社が学校を直接に設置することは不適切なものであると考える。株式会社も、学校法人を設立することにより大学等を設置することは可能であり、実際に多くの企業が学校法人を設置して大学を設置し、成果を上げてゐる、これが基本的な認識であります。

今回の特区に對しましては、地域の要望にこたえるために何を考えたいかといふことで、実質的に企業が学校教育に参入したと同様になるように、専門職大学院であるとか、あるいは不登校の児童生徒を対象とした学校など、特定の種類の学校の設置については学校設立の要件を緩和しよう。先ほど来、トラックいっぱい要するといふような話もありましたが、そういうことがないようにしようといふことを、例えば、校舎は自分で全部持たなければいかぬといふようなことは、貸しビルでもできるではないかといふように緩めて、実際のことができるようにしようといふのが今回の文部科学省の基本的な認識でございます。

ただ、私も政治家として、これだけの要望があり、また大きな話題になっている、学校を株式会社でできないことはないだろう、こう思うのです。先ほど来、立派なお医者さんがやりたいとおっしゃるように、それは立派にやっていただけのこともあり得るだろう、こう思うわけです。

ただ、事教育ということになりますと、今までの、これは日本の伝統としてやってきたものでありますから、その考え方を要するということでは、それそうかもしませんが、教育基本法の六条で、教育というのは公のものであって、だから、学校を設置するのは国あるいは地方公共団体あるいは法律に定める法人のみがこれをやるんだということとで、公共性を非常に重んじた、戦後最初にスタートしたとき、このことを強くうたったものがございます。

したがって、これは特区だけで認めるとか何とかよりも、教育の基本的な概念に関する問題でありますから、特区だけで株式会社がやるということになると、株式会社を持つ特性というものをやはり考えなければいかぬ。教育に対しては、やはり利潤追求とか何とかというものは抑制的でないければいかぬ。この基本精神からいくと文部科学省としてはこれに否定的にならざるを得ない、これが基本認識である、このように思います。

○島委員 先ほど、自民党の林議員は全く逆の議論を展開しておられたと思いますが、鴻池大臣、いかがですか。

○鴻池国務大臣 私が遠山文部科学大臣に本件に関して調整、要請のお願いに行きましたときとたまたいまの副大臣の御答弁は全く同じでございます。

私は、いわゆる営利を考える者がすべて教育に参入しては絶対にいけないということを考えた場合に、そうなんだろうかと、それじゃ今の現状はどうなんだろうかとこのことを思います。

例えば、中国人をいっぱい入れてどこかへ行かされてしまってもならない酒田なんとかという学校もありますし、帝京大学なんか、何

となく斜めから眺めていてもどうもおかしいなという感じがいたします。そういうことから考えれば、もつと学生なり保護者、親に立派なサービスができるようなことができるならば、私は、株式会社でも問題ではないのではないかと思います。ちよつと長くなりますけれども、群馬県の太田市というところが、これは文部省の大きな御理解のもとに、英語で授業をするというものができました。これは非常におもしろいことだと思えます。

これまた文部省の批判になって問題になるかもしれないませんが、今どき、ゆとりを随分子供たちに与えて、そしてどうしようかということ、今度、土曜日に塾の先生を学校へ呼んできて勉強させよう、こういうことをやっている。そういうようなことを考えれば、株式会社教育の中に入っている二カ所、それぐらいのことはいじやないか、このように私は思っております。

○島委員 私の地元でも、愛知県高浜市というところが、間もなく、多分いろいろな、株式会社じゃありませんけれども、教育の多様化についての議論をまた出してくると思います。先行事例もきちんとしていきたいと思いますので、しっかりとお願いいたします。

どうぞ、お時間ありましたら、木村さんもお時間ありましたら、結構でございます。

さて、北村さん、どうもお待ちいたしました。今回、先行実施の話であります、端的に、私どもは農地の取得まで可能にしようなどという話をしていくのです。北村さんとは、大先輩であります、前に同じ党だったときもたしかあったと思ひますので、あえてもう一回、ホームページを見させてもらいました。愛郷無限、郷土を愛すること無限である、そういう方であります。

今回、農地取得の容認につきましては、農林省は、地域との調和や農地の適正かつ効率的な利用を担保するための代替措置を講じた上で、農業生産法人以外の企業法人による農業経営が可能となるような特区で対応できないか検討中とありま

す。この代替措置とは何ですか。

○北村副大臣 島委員から御質問がございました。今回の、農林水産省が特区において農業生産法人以外の企業の農業参入を認めるか認めないか、このうちで、随分と全国のいろいろな方々からの御意見もございました。

特に、農業関係者等の方々からは、参入される株式会社が投機目的で取得をされたのでは困るなという意見が強かった。あるいは、経営をやっている途中でどうしても経営がいかなくなつて経営を中止せざるを得なくなつて、そのことによつて逆に農地が遊休化されてしまうというようなことがあったのではこれまた大変だな、そういう懸念があったものですか、そういう意味で地方公共団体等からの貸し付け方式にする、これが不適正な利用に対する契約解除措置をとり得ることになる、こういうふうに思ひまして、今回、そういうふうにしたというところでございます。

○島委員 質問は、北村副大臣、貴省の回答では、地域との調和や農地の適正かつ効率的な利用を担保するための代替措置を講じた上で可能になるように検討すると言っているんだから、その代替措置とは何だと聞いているのです。

○北村副大臣 大変失礼いたしました、今回の農用地の代替措置、これは一つには地方公共団体等との協定の締結というのがあります。それは、地方公共団体からの貸し付け方式ということが代替方式でございます。

○島委員 何かよくわからないですが、具体的に聞きます。北海道の大野町というのは、失礼ですが、北村議員の選挙区ではないんですね。ああ、それですか。それではだめですな。

愛郷無限の北海道大野町から、地域の建設業者による農地取得の可能性なんて出ているんですよ。私たち民主党は、もちろん、むだな公共事業に対しては厳しい態度をとっていますけれども、でも、自立しようとする建設業者に対しては、それは自立もしていても構わないと。一つの大きな流れとして、例えばその地域の建設業、きつ

と考えたんでしょう。これは、北海道の大野町だけじゃなくて、いろんなところがあります、私が聞いているだけでも。いずれ農業をやっている、今まで割と似たところもあるし。そういうものだったら先行的に実施すればいいじゃないかと私は思ひます。

こういうところにこれを否定したわけですから、具体的に、どうしてこれを北海道大野町には否定したんですか。

○北村副大臣 今回、北海道の大野町の農地取得を認めなかったということにつきましては、先生今御指摘のとおり、どんなやればいいじゃないかという指摘、これがあるのも事実であります。しかし、先ほど申したとおり、投機目的でこれを取られた、あるいは途中で経営がいかなくなつたというときのことを考えたとき、あるいは、株式会社が参入するに当たって、運転資金等々あるいはそれを取得する財源までその企業に負担をかけるというよりも、貸し付け方式で、そういう取得する財源があるのであれば、運転資金の中でそれをやっていた方がより経営的に安定するのではないか、こういう思いが、今回の大野町の提案に対しては、農地取得ではなくて貸し付け方式がいいという判断をさせていた

いた。

しかし、先ほど大臣からお話のあったとおり、今回のこのことを考えて、検証していきながら、将来、そういう企業が本当にその地域の方々と農業をやっている、そういうことがお互いに理解が得られるのであれば、それはまたそのときに考えていくことではないのかな、このように考えております。

○島委員 愛郷無限は、決して選挙区だけ無限に愛するということ意味じゃないと思ひますから、北海道のことですから、しっかりとやってください。

それで、時間の関係で手短かに申し上げます、農地転用許可というのはよくある話であります。私の地元である刈谷市からも、農地転用を、四ヘクタールを超えるものを面積要件を緩和しろとい

う話があつて、ノードだった。それは、農地法で、
こういうふうな農林省は答えている。農地転用許
可の条件の緩和については、施設の建設により、
周辺農地へ影響を与えたり、農村景観が損なわれ
農村の魅力を失わせたりすること等がないよう
に、次期通常国会に提出を検討しているというん
ですけれども、私、地元だからわかるんだけど
も、別に、そんなことをやったら農地の魅力を
失いません。だとしたら先行実施を認めればいい
と思うんですが、なぜ認めないんですか。
○北村副大臣 結論から申し上げますと、農山村
地域の新たな土地利用の枠組みの構築の検証とあ
わせて、平成十四年度中に検討するということ
しております。

農地の転用許可に關してどのような対応が可能
かについては、特区に關するさまざまな提案を踏
まえて、市町村長あるいは農協、農業団体等地域
の方々と意見交換をしながら、農山村地域の新た
な土地利用の枠組みの構築の課題とあわせて十四
年度中に検討する。

これらの検討に当たっては、農山村をめぐる国
民の価値観の変化を踏まえて、農山村地域におけ
る土地利用に關する課題に対応していくという観
点から、住民合意のもとで、農地等の適切な保全
及び利用を図る市町村のイニシアチブに基づく取
り組みを推進することが重要である、こういうふ
うに考えておりまして、十四年度中に検討をして
まいります。

○島委員 大臣、最後に、最初、そのように大臣
の思いを聞きました。実は、竹中平蔵大臣とも同
じようなやりとりをやったんですよ、ここで、二
〇〇一年。そのとき竹中さんは元氣だったんです
ね。今はごらんのとおりなんです。

それで、先ほどおっしゃったように、特区の制
度を導入した以上、基本方針には、規制改革の趣
旨に沿っている限りは原則として却下しない、そ
れぐらいの基本方針を入れる、そういう思いであ
る、それはよろしいですね。

もう一度それを確認したいのと、それから、私、

サッチャー女史に会ったことがあるんですが、
サッチャー女史がイギリスを再建するとき何をや
りましたかと聞いたんです。十年間で規制緩和と
税制改革をやりましたと。それが一番重要なわけ
であります。

今度、規制改革については、それほど重要な
で、本当に、まず特区で推進するか、そうじゃな
かったら全国ベースで推進するか。今、農林水
産副大臣は、来年度、十四年度、農地転用を全国
ベースでやるんだという話、それを理由にして特
区にしないと言っているわけだから。そういうこ
とですね。だから、特区で推進するか全国ベー
スでやるか、それぐらいの、そういう方針でやるべ
きだと私は思いますが、どうですか。

○鴻池国務大臣 委員の御発言のとおりだと思
います。

なかなか難しいところ、歴史があるところの規
制というのは、まず特区で風穴をあける、突破
口とする、それがいい意味で今申し上げた飛び火
をしていくということも、これはひとつ大変期待
をするところでございますけれども、特区構想が
生まれたことによつて全国レベルの規制改革、規
制緩和、規制撤廃というものが広がっていくとい
うことに、私も期待をいたしているところでござ
います。

○島委員 終わります。

○佐々木委員長 以上で島君の質疑は終了いたし
ました。

次に、岩國哲人君。

○岩國委員 大臣、おはようございます。

私が出雲市長をしておりますとき、九五年、阪
神大震災、大臣の地元で大変な災害が起きました。
私はその朝、その知らせを聞いて、出雲市の消防
車を直ちに出勤させました。その夜、NHKのテ
レビで、そうしたよそからの応援隊が続々と入っ
てきて、そして、出雲市消防隊が第一号として画
面に映し出されたとき、私は、消防の動きに感動
したことがあります。

先日、日曜日のテレビ番組で、大臣が、そのと

きのことを、阪神大震災のときの無念な思いを
おっしゃっていらして、そのとき自分は落選中
だったので政治家としての行動がとれなかった
と。その無念さを今大臣はこの構造改革特区の問
題に注いでいらつしやるんじゃないかと私は感じ
ておりました。

ぜひ、そのときの悔しさというものの、いろいろ
な行政の壁があつたために命を落とされた方、あ
るいはそのために災害が広がってしまった方、その
ときのことは、地元のことでありますから、大臣、一番
よく御存じのとおりです。こういう古臭い行政の
システムは、人を幸せにするどころか、人を不幸
せにしている。これが今の内閣が取り組むべき一
番大きな課題ではないか、私はそのように思いま
すが、いかがですか。

○鴻池国務大臣 阪神・淡路大震災の折、ただ
ま初めて承りました、一番に消防自動車差し向
けていただきました、まことにありがとうございます。

おかげさまで、神戸の町を中心として、ほぼも
とどりの姿に戻りました。大変全国から御心配
をちょうだいいたしておりましたが、しかし、亡く
なられました六千五百四十二名、また行方不明者
三名の姿は戻ってまいりません。そういうことか
ら考えた場合に、防災の大切さ、そこにかかわる
行政のスピーディーな動きというものが本当に大
事だということを身をもって痛感しましたこと
を、冒頭に申し上げたいと思います。

その悔しさが今の立場という、そうではない
んですけども、特に防災担当大臣と特区を命ぜ
られたということは、私なりに大変感慨深いもの
があるということを申し上げたいと思います。

そして、この理念と方向性については、先ほど
来申し上げておりますように、活力が本当になく
なつてきた日本列島の中に、規制を改革すること
によつて活力が生まれるならば、それを早くやっ
ていかなければならないと考えておりますが、何
度も申し上げておりますように、総理の指導力を
もちまして、なかなかこれが全国的レベルで動

き出してないということも事実でございます。
そこで、七月に特区構想ができ、一点風穴をあ
けて、一カ所でも二カ所でも、経済のみならず、
教育、農業、医療の分野でも、これを活力あるも
のにせしめていきたいというこの構想につきまし
て、私自身、与えられました時間をしっかりとこれ
につき込んでいきたいと覚悟を新たにいたしてい
るところであります。

○岩國委員 今回の構造改革特別区域法案、この
趣旨説明は本会議で伺いました。そして、小泉内
閣は、この特区を今度のデフレ対策の大きな柱と
して位置づけられておる。私は、これはそう間違
いではないけれども、本筋ではないんじゃないか
と思います。

この構造改革特別区域というものは、経済、景
氣が悪いからこういうものを取り上げるといふ取
り上げ方が大体この法案の性格や顔を見えにく
くして、誤解させているんじゃないかと思ひます。
政治家としても我々が考えなきゃならない
のは、景氣が悪かろうとよかろうとこれには取り
組まなきゃいけないのであつて、デフレ対策の大
きな柱として位置づけるのは、私は邪道だと思つ
ています。この法案が泣いていてと思います。ま
ず、そういった法案の中の文章、そして提案理由
等についても、私は大胆に修正すべきところは修
正していただきたい。

この法案を立派に生み落とすために、この法案
そのものを喜ばせるためには、経済、景氣対策の
一つとしてこういうことに取り組むもの、もち
ろろん地方の要望としては出てきております。しか
し、景氣対策と関係のないものもたくさん大臣は
見ていらつしやるでしょう。例えば、教育と経済
活動は、これは全然また異質のものであるはずで
す、言葉遣いとしてしましては。また、文化活動と経
済活動、これもまたはつきり違うもの。しかし、
文化活動、教育活動はたくさんこの中に出てきて
おる。

つまり、地方自治体は、小泉総理や鴻池大臣の
説明にもかかわらず、彼らが求めているものは、

私もその一人でありましたけれども、もともと目標の低い、最小のコストで最大のサービスがどうやったらできるのか、もともと行政にスピード感覚を取り返すためにはどうすればいいのか、住民本位の行政を展開するためにはどうすればいいのか、そのための風穴をあけるんだというのが私は提案理由の説明になればならないと思います。

あそこでも経済、ここでも経済の活性化、何でもかんでも経済とか経済の活性化ということは、私はおかしいと思います。国民生活の向上ということも文章の中には入ってきませんけれども、なぜ国民生活の向上は経済活動の活性化なくしては得られないのか。そのような位置づけ、そういう理念の説明の仕方が私は残念です。ゆえに、提案理由の説明にしましても、法案の中についても、今私が申し上げました、行政そのものを改革し、住民本位の行政を展開するために、このような大臣のおっしゃる風穴をあけることによって日本のおくれた行政を底上げしていく、住民本位の、スピード感覚のある、サービス感覚のある、そういうものに変えていくという趣旨に言い直して、必要な部分は大胆かつ柔軟に修正していただくだけの雅量を持っていただきたい、私はこのように思います。いかがでしょうか。

○鴻池国務大臣 実は、参議院の内閣委員会、また、当然衆議院で御審議をいただいて、初日でございますけれども、大きなところでそういう御質問もございました。私は、閣法でございますから、最善のものとしてこれを提出させていただいて、ということをお言わなければならぬ立場でございますけれども、しかし、当委員会でも十分な御審議をいただき、御議論をいただいた上で、これはどうかという御提案があれば、私は、この法律というのは、この構想というのは大変大事なものだと思っておりますので、十分耳を傾けて、謙虚に委員会での御結論について検討させていただきたいと思っております。

○岩國委員 我々も、野党という立場ではありませんけれども、できるだけそういった住民本位の行政

政を一步でも二歩でも前進させるために、この法案を活用できるのであれば、いろいろな修正すべき点は修正し、そういう方向でこれを成立させていただきたい、私はそのように思っております。それでは、個別の質問をさせていただきたいと思っております。今までのいろいろな質問に答えて、大臣は、こういった風穴をあけることによってそれを全国に敷設させていくんだと。先ほどは飛び火という表現もされましたけれども、飛び火程度ではなくて、これはもう燎原の火のごとく早く普及させていかなければならないわけですね。

そうした中で、今まで案件が上ってきておる中で、そして、来年の四月から正式な申請を受けられて、遅くとも三ヶ月以内ということは、早ければ五月か六月に幾つかの特区が動き出す、そういうことになるわけですね。もう一つは、成功すれば全国にそれを、法律を改正することによってどこでもできるようなものにするもの、この二種類が大きく分けてあると思うんですね。

前者の場合は、結局、独占し、集中することしかメリットが生まれてこない場合。例えば、国際物流、そういった構想が福岡県の敦賀市からあるいは北九州市からも出ておりますけれども、これは全国どこでもかしこでもやり出せば、集中のメリットはないし、効率は悪くなるし、そういう独占という立場からくる経済性も失われるわけですから、そういうある程度いつまでたっても独占的な存在にすることによって初めて生きてくる特区と、あるいは、一日も早く、全国、教育制度なんかそうだと思いますけれども、何も独占させる、集中させる必要はないもの、二つ色づきがありますけれども、これはきちっと峻別して各自自治体に説明されますか。御答弁をいただきたいと思っております。

○鴻池国務大臣 委員の御指摘のとおりだと思います。私は謙虚に、できたら飛び火がいいと言っておりますけれども、本来やはり、燎原の火のご

とく燃え盛って広がっていくことが望ましいと思えます。そういう意味で、全面的な規制緩和の一里塚である位置づけながら進めていきたいと考えておるところでございます。そういう意味で、各都道府県から出てまいりましたものを十分精査して、そして評価をして進めていきたい、このように考えております。

○岩國委員 小泉総理の一里塚発言というのもありました。郵政の公社化というのは一里塚なのか、一里塚で終わってしまう一里塚なのか、これはいまだに本会議で議論中でありまして、大臣ははつきりと、それは先へ行くための一里塚であるということであるならば、この九百以上も申請があった中からわずか一割ぐらいしか認められない。中には事実誤認というふうなものもあったように思いますが、具体的などの種のどういう提案か、わかりやすく我々に説明していただけないか。一つで結構です。

○中城政府参考人 御説明申し上げます。先生御指摘のように、今回提案されましたのは、規制項目にいたしますと九百三十三項目。この中で特区として実施するものは九十三項目、それから全国で実施するもの、これにつきましましては百一十一項目ございまして、今回規制の特例として実施できないけれども、これから引き続き検討するものが百四十一項目ということでございまして、特区として実施するもの、全国として実施するものとこれから実施するものというのを合わせましたうち、特区で実施するものと全国で実施するものの割合が大体六割ぐらいということでございます。そのほか、提案の中で、現行で対応可能というのが三百一十一項目あります。それから、その他のものとして、事実誤認といったものが二百四十七項目あるということでございます。

特区として実施できるもの九十三項目の中には、今回の法案に入っている十四本の法律事項というふうなものがございまして、全国で実施する

ものというものにつきましては、例えば、次期通常国会で労働者の派遣について改正法を準備するといったようなものがございまして。それから、引き続き検討するものというものの中には、先ほどから議論になっております病院とか学校などの株式会社化といったようなものが含まれております。

○岩國委員 東京都の荒川区の例でしたが、先日新聞に報道されておりましたけれども、こうしたところから特別養護老人ホーム、なぜ地方自治体に参加しなければ認められないのか。新聞報道によりますと、特別養護老人ホームに地方自治体の参加がなければ民間だけではできない、したがってその件は申請として受け付けてもらうこともできなかつた、こういったような記事ではなかったかと思っておりますけれども、もともと一〇〇%民間であつても認めるという方向に行かなければ、まるで行政がそういう仕事の独占を図っているような印象を与えてしまうのじゃないでしょうか。この点、大臣のお考えはいかがですか。

○中村政府参考人 厚生労働省の老健局長でございます。今特別養護老人ホームのお話について出ましたので、少し御説明をさせていただきます。まず、先生、荒川区というお話がありました。多分足立区ではないかと思っております。足立区と志木市の方から、今回の特区に関連いたしました、民間活力を利用するために、特別養護老人ホームが株式会社で運営できるようにしてほしいという御要請をいただきました。ちょっと御説明させていただきますと、特別養護老人ホームの運営というのは、第一種社会福祉事業ということで現行法律ではされております。社会福祉法では、第一種社会福祉事業は、社会福祉法人以外の方が行う場合には都道府県知事の認可を受けて認められるということになっておりますので、それだけでありますと、今でも株式会社は特別養護老人ホームができるということになるわけでございますが、昭和三十八年にできました

老人福祉法におきまして、特別に第一種社会福祉事業であつても特別養護老人ホームは地方自治体と社会福祉法人に限定している、こういうこととございました。

私ども、このことについてどう考えているかというのを申し上げますと、自由に民間で介護をやつていただけたらどうかということにつきまして、株式会社は有料老人ホームができます。有料老人ホームに對しましては、自由に運営できますし、その介護体制が整つておりますと公的な介護保険制度の方から一月お一人当たり二十万円という介護保険の費用が出ます。逆に株式会社に對しましては、憲法上の制約から社会福祉法人のように社会福祉施設整備費が出すことができない、こういう制約もございますので、私ども、株式会社と社会福祉法人の役割分担としては、有料老人ホームの方に資金調達可能な株式会社の方がやつていただきたい、実はこう考へておつたところでございますが、地方自治体の方から、それでも、特別養護老人ホームについても株式会社が行ふことを認められないかということで、今回特区において試行がされるということでございまして、私ども、この点を考へまして、株式会社特別養護老人ホームを設置するというものについて道を開いたところでございます。

その際、株式会社の問題といたしましては、やはり収益が悪くなった場合には退出されてしまうということが社会福祉法人よりも自由にできるということがございますので、その点については、特区において試行的に実施される場合に、地方公共団体の方からお申し出もございまして、地方公共団体が十分関与できる、まず公設民営方式及びPFI方式でやらせていただけたらどうかというところで申し上げたところであります。

先生の方からは、そういうことが過剰な規制になつていないか、せつかく特区で認めても出てこないのじゃないかという御懸念だと思ひますが、同じ社会福祉事業のケアハウス、これにつきまして、PFI方式で、規制緩和の環境でやつ

ておりますけれども、現に、杉並区、中央区、市川市、愛知県の高浜市において、こういうPFI方式の枠組みを利用してケアハウス等の整備を行うような実施方針の公表が行われておりますし、杉並区においては既に株式会社事業者の選定が行われておりますので、そういった意味で、私も、足立区、志木市の方が具体的に今回の枠組みでやつていただけたらどうかということは、また正式に、四月に公募した場合のことになると思ひますが、第二次公募もあるというふうになつておりますので、特に大都市を中心にして、かなり道はあるのではないかと、こういうふうになつておるところでございます。

○岩國委員 公設民営という表現も使われておりますけれども、もう少し民設民営というタイプももつとも導入する道を広げることにおいて、この提案理由の説明で、私は経済効果を強調するのはおかしいと言ひましたけれども、しかし、やはりそういうものも副次的に我々は期待したいわけですから、それを公設民営というところで線を引つ張つてしまふというのは、ちよつと、提案理由のあの大上段に振り構えた、経済・経済とおつしやることとおやりになつておることは矛盾しているんじゃないかと私は思ふんです。

やはり、民設民営にもある程度の制限は必要でしょう。今おつしやつたように、出るときも出やすいけれども、退出するときも早過ぎるというのでは、利用した方の非常な御迷惑ということも当然ありますから、やはり公益性のある事業という場合には一定の拘束条件もつけないといふことは、当然、ギブ・アンド・テーク、話し合ひで可能なものだと思いますから、公設民営という言葉でもつてそこで線を引くことなく、民設民営に私は持つていくべきだと思います。

例えば、NPO活動というのは最近全国各地で非常に活発になつております。そのNPOに関連して既にいろいろな提案が出ておりますね。例えば北海道の栗山町のNPOによる農地トラスト計画、あるいは茨城県つくば市の新エネルギー関係

のそういったプロジェクト、これもまたNPOでやりたいと。東京の杉並区でも、教育改革、こういったことに関して、これは、民間、NPO、そういったところが出資することによって官の手ではなくて民の手でやってみよう、こういった構想があります。

今三つの例をNPOに関連して申し上げましたけれども、これはいずれも皆さんの考へでは実現不可能ですが、実現可能という目でこれを認定していいかという考へですか。大臣がもしお答えににくいようでしたら、どなたかかわりに。

○鴻池国務大臣 実現可能にすべく努力すべきことだと存じております。

もう一点、ただいまの役所の説明で委員も御不満のようなお顔をされておりました。しかし、これは、とにかくパイロットケースとして、こゝへ来た以上一たんやってみる。やってみて、そして、民の方が、どうも官のハエが頭の上でうろろしてやりにくいというふうな話になれば、これをもう一度お互ひ協力して考え直していく、こういうことにせざるを得ないのではないと思ひます。

とにかく、今回は八月三十日に締め切りの提案を精査して、ただいま私が室長が御報告申し上げたい、このように思つておることであります。

○岩國委員 こういった民間活力をこれから使っていくということは、財源が政府そのものは限られておるわけですから、PFIもその一つでありますし、こういう特区構想に絡めて、できるだけ民間企業もつと出やすいような、そして民間企業がインセンティブをその中から見出すことができるような、そういう指導なり、あるいはこの法案の運営というものをやるべきではないかと私は思ひます。企業のみによる設置というものは認めないとか、運営や資金拠出に限つて認めるといふこととあれば、全面的な企業の参加といふのは非常に期待しにくいことになりまして、その辺についても十分これは留意していただきたいと思ひます。

そういった民間企業という中で、国内の民間企業の元気がちよつとないときに、当然この特区構想で我々が期待したいのは、外国の資本がどれだけこれについて入ってくるかということでありま

す。今まで、中国でもアイルランドでも英国でも、いろいろな国で経済特区というものを考へたときに期待したのは、全部、外国資本がどれだけそれぞれの国に入ってくるかということであつたわけですが、中国の深圳という地区は特にそういった点でも代表的な例ですけれども、それぞれにおいて成功しております。タイミングもよかつたかもしれません。しかし、それぞれの構想が、外国企業に十分に魅力的な構想を打ち出しておつたからではないかと思ふんです。

今回、九百件の中で、外国企業はどれぐらい手を挙げておりますか、大臣。大臣は少なくとも、片仮名の名前、外国企業の名前ぐらいであれば、九百あつても珍しい名前だから少しは目にとめられたと思ひますけれども、大臣の目にとまる、耳に入つた外国企業の数というのはどれぐらいありましたか。

○鴻池国務大臣 地方公共団体を通じて、外国企業の参入というのに関しましては、国際空港や国際港湾等の周辺において、外国人がビジネスをしやすい環境を整備して外国からの投資を促進するために、外国人の研究者の在留期間の延長や、外国人の弁護士、医師等による外国人向けのサービス等の規制を特例として求める、こういうこととございまして、他の、外国が日本へ入つてきて欲しいといふことは、今のところないと私は承知をいたしております。

その中で、外国人の研究者の在留期間、これは、法務大臣と意見調整をいたしまして三年が五年に延びたとか、そういうことの今のところの特区になつておるところでございまして、ちよつと私の勉強不足のところを室長から補足させたいと思ひます。

○中城政府参考人 お答えを申し上げます。

先ほど大臣から申し上げましたように、国際空港や国際港湾等の周辺、そういうところで外国人がビジネスをしやすい環境を整備するというような特区構想というのは、多くの自治体から出されておりました。例えば、福岡県福岡市で出されている福岡アジアビジネス特区とか、兵庫県との国際経済立地促進地域とか、横浜市の交流特区とか、大阪府の国際交流特区、神戸市の国際みなと経済特区といったようなところから出されております。

○岩國委員 これは、日本に対する投資が非常に少ないということは、たびたび国会の中でも取り上げられてきたことでもあります。日本の資本そのものが日本の中で投資される、つまり設備投資が非常に不振であるということがこのデフレ現象を招いている。これはもう釈迦に説法であります。もう一つでは、日本のお金に元気がないのから、ゼロ金利政策で、結局、給料をもらえないから、お金がたンスの中で寝たきりになる。どうしても給料は欲しい。お金はアメリカへ行つて、出たきりで帰つてこない。寝たきりと出たきりの日本のお金には期待ができない。

それでは、外国のお金はどうなのか。外国のお金が日本に入ってくることは非常に少ない。先進国の中で国外からの投資が非常に少ないというのが日本の特徴なんです。大臣。それは何が原因だったと思われるのですか。日本はいいマーケットでないからですか。規制が難しいからですか。税金が高いからですか。技術が低いからですか。労働の質が悪いからですか。何が原因だと思われ

ますか。

○鴻池国務大臣 やはり、今私が担当させていただいている観点からすれば、規制というものが非常に大きな壁になっておるといふふうに解釈をいたしているところでもあります。

○岩國委員 確かに大臣のおっしゃるように、いろいろな複合的な要因ではありますけれども、外国の企業が一番問題にするのが、行政の不透明性、あるいは役所の認可事項が余りにも多過ぎる。だ

から、日本というのは魅力的なマーケットで出たけれども、恐らく期待利益も大きいけれども、手間暇がかかり過ぎる。こういったところに一つの大きな難点があり、そこに風穴をあけようというの、大臣、この法案の大きな目標でしょう。日本のお金に期待できないんだつたら、小泉さんがデフレ対策の大きな柱として位置づけているのは、ユダヤ系の我利我利亡者も含めた、そこに一番期待していらつしやるわけでしょう。それがだめだとおっしゃつたら、この法案の価値のほとんどはなくなるということです、経済的、数量的インパクトは。

我利我利とユダヤ系を排除したのでは、これは意味がないということになりはしませんか。大臣のお考えを聞かせてください。

○鴻池国務大臣 さすが岩國委員の御経歴から、なるほどとうなずかせていただいております。ございまして、この特区構想につきましても、魅力ある地域、魅力ある仕事、日本の企業は言うに及ばず、海外からの企業が進出してくることを大いに期待しながら進めていかなければならないと、ただいまの委員の発言を聞かせていただいております。次第であります。

○岩國委員 国際的に見て、大臣の地元の関西地方もそうでありまして、世界で見て、日本はど仕事しやすい、そして仕事の魅力、リターンの大きいところは世界にないと思えます。

まず第一に、人口がこの小さな島に住んでいる。もう周りにやうにお客さんだらけ。百人のお客さんを探すのに、アメリカでは何週間もかかる。日本では、新宿の駅前に十分立つておれば百人の人が通り過ぎる。こういうお客さんが過密と言われるところに住んでいるというのは、商売をする上に一番有利な条件のほうですね。

二番目に、財布の空っぽの人が百人歩いているんじゃない、まあその国の名前を挙げてはいけませんけれども、世界で一番金融資産が大きい、世界で一番膨れた財布を持つて歩いているのは日本。数が多くて、財布は膨れておつて、新しい製

品を説明したらすぐわかるという教育程度の高さがある。別の国に行けば、新しい製品を説明しても、一週間説明してもわかつてもらえない。

いろいろな商売、ビジネス環境に恵まれながら、世界の先進国の中で一番日本に対する対日投資の額が少ないというのは、まさにこれは行政のおくれそのものだと思ひます。

したがって、この構造改革特区において、一番インパクト、そして目に見える形で効果があらわれるのは、教育も文化もそれぞれに、行政サービスも大切なことではあります。やらなければいけません。しかし、政府が一番期待し、また国民の我々も期待しているのは、行政に風穴をあけてみたらこれだけ変化が起きてきたということがわかりやすい形であらわれるのは、やはり外国の資本が入ってくることでしょう。来年の四月以降、そういう正式申請を受け付けられる。半年たつても一年たつても片仮名の名前が一つもあらわれてこないというのは、はっきり言つて私は、この法案はその段階において失敗だったという評価をせざるを得ないと思うんです。

大臣はそれだけの可能性をしつかりと見ておられるかどうか。そして、法案を通したらそれで大臣の責任は終わりましたということではないでしょう。法案に目鼻をつけて、しっかりと外国企業が参入しやすい日本の風土をつくつてみせたという評価を来年とらなければならぬ。その自信はありますか。

〔委員長退席、伊藤(忠)委員長代理着席〕

○鴻池国務大臣 御説を聞かせていただきながら、極めて大事なことであると認識を新たにいたしているところであります。

残念ながら、第一次募集の御提案に関しては具体的などころはございませんけれども、ぜひとも委員の過去の御経歴から、そういった御提案をさせていただけるようなそういうものをおつくりいただいて、お互いに努力をしながらだいま委員がお示しいただいたような理想に向かって進んでいきたい、このように思っておりますので、引き続き

き、この特区法案について委員のお立場、御経歴からお力添えをいただきたい、このように思っております。

○岩國委員 決して私は、今までの経歴から外国の資本だけを優遇しようとかいうつもりはありません。むしろ、森内閣、小泉内閣において、私は外国の資本を優遇し過ぎたのではないかとこの事例を予算委員会の中でも見てまいりました。木村副大臣、退室されましたけれども、予算委員会の中で頻りに木村副大臣は不規則発言をしておられました。その数多い不規則発言の中に、非常にいい発言を私はよく聞いておつたのです。日銀の政策の誤りについて、あるいは外国資本に対する対応について。

その中の一つは、長銀の処理の問題がありまして。確かに、長銀というある意味では国民の一つの大切な企業、しかも国のお金がかかり入つておつた。それを外国の資本に売ってしまったわけですね、わずかに十億円で。何千億のお金をかけて十億円で売つてしまふ、持参金つき。しかも、今度はキャピタルゲインが、利益が出たときに、リップウッドという外国資本、まさにゴールドマン・サックスというのは木村副大臣の一番嫌だとおっしゃるユダヤ系の代表的な金融機関であるわけですね。ユダヤ系の我利我利に、しかも安値で売つて、しかも持参金まで渡して、将来売却したらキャピタルゲインタックスもかからないという、世界の歴史の中で考えられないような恩典までつづけて渡してしまつた。私はこれには反対いたしました。全くの愚策である。その当時の金融庁長官は、その責任も含めてその後辞職されました。

私はこういう行き過ぎた対応を期待しているわけでも何でもありません。国内の法人に対してはフェアでなければならぬし、しかし、外資系だからといって過剰サービスをしようとする国から笑われている、このような法案になつてはならないと思ひますけれども、やはり外国の資本がどんな魅力を感じてくる、魅力のあるマーケットであるがゆえに、国内の資本に元気がないときには、

こういう機会に入ってきてもらいたい。

しかし、十年前には、大臣も御承知のようにジャパン・パッシングという形でもって、日本のよさに対するねたみ、やつかみというのは随分ありました。最近では元気がなくなったためにジャパン・パッシングはやんで、そのかわり外国の資本も来なくなつて、香港、上海、ソウル、シンガポール、ジャパン・パッシングと言われる時代がやつてきました。むしろ今ではパッシングの方が懐かしかったという企業人の声も聞えるぐらいです。

大臣の選挙区でも、神戸空港、新空港という構想が、私もつまびらかではありませんけれども、例えば神戸新空港を外国の資本で建設させてほしい、経営させてほしい、収入も得たい、こういうふうな物流特区のようなものが出てくれば私はおもしろいと思いますけれども、今度の法案の中に、そういう大胆な、外国にとつて目玉となるようなアピール性の高いものがちよつとないんじゃないでしょうか。つまり、国内の地方自治体が、あだんの恨みつらみ、不便さ、そういうものをかなり吸い取る、これも行政改革の大切なことではありますけれども、デフレ対策の大きな柱というには大きなものが入ってこない。そういう目玉として、大臣はこれは本当に期待できるんですか。再度お答えいただきたいと思ひます。

○鴻池国務大臣 先ほども申し上げました。今回の第一次提案募集の中身については、極めてそういうことの期待できない状況でございます。来年一月十五日に締め切りで募集をいたしております提案につきましてそういうものが含まれてくることを私は期待をいたしておりますし、そういう構想のもとにぜひとも大いにこの提案に参入をしていただきたい、このように思っております。

そういう意味からいえば、我々の役所の方で、国内にはPRをしておりますけれども、国外というか、国内にいる外資系企業に対するアプローチもある程度必要なのではないかなという気も今いたしておるところでございます。

○岩國委員 今大臣、非常に貴重な発言をされま

したけれども、こういった国内の、東京にあるアメリカの商工会議所あるいは大使館、そういった外国の経済人の集まりあるいは組織、そういうところからのこれについてのヒアリングというのはどの程度され、どういう意見がその中から出てきておりますか。

○鴻池国務大臣 私が就任いたしましたからは、全くそういうことはございません。ただ、日本経団連の方には、私が出向しまして、過日御説明を申し上げ、御協力をお願いしました。

○岩國委員 全くそういうことはございませんというの、全く御意見がなかったということですか、全くそういう機会は持たなかったということとかなんですか。どちらなんでしょう。

○中城政府参考人 大臣の就任前でございますけれども、アメリカ大使館の方からは、この特区構想に対して非常に関心があるということでございまして、特に米国では、このやり方がトランスペアレントで、透明で、それで非差別的なものであるということに期待するというのがアメリカの方の報告書にも載っているというふうに承知しております。

〔伊藤(忠)委員長代理退席、委員長着席〕
○岩國委員 大臣御承知のように、公あるいは非公式にアメリカのいろいろな企業の代表が日本に來られている。我々政治家と接触を試みておられますね。それは広い意味の国際的なロビー工作である場合もあります。それは、いい意味のロビー工作は、我々もいろいろな意見やそういうことを聞くということは、政治家として当然やらなきゃならぬことです。しかし、この法案について、今局長ですか、答弁されましたけれども、アメリカ大使館が、ああ結構でございますね、という話で、それ以上本当に、この法案を利用してもらうという営業精神、言葉は悪いかもしれませんが、ないですか。この法案ができたなら、この法案をどれだけ活用してどれだけ日本の国民のために商売してやろうという意欲は全然感じられません。ど

れだけ多くの代表に会われたんですか。どういう企業を想定し、想定した企業の東京における代表にどれだけ会って、どういう意見がこの法案について出てきておるのか、それを再度答弁してください。

○中城政府参考人 米国大使館とはさまざまなレベルで議論させていただいておりますけれども、特にアメリカ大使館の方は、米国内でもこの制度についてのPRをしたいということで、ジェットロと協力したPRをしたいという話を聞いております。

○岩國委員 ですから、我々に、国会でこの法案を出す前に、出した後で聞いて歩けといったつてしようがないでしょう。出す前に、どういふふうな内容にすればアピール度が高くなるのか、外国の企業は関心を持つてくれるのか、いい法案をつくらうというマーケティング精神がないんです。法案というのは、いろいろな機会をどんどんつくる、機会を与えて、そして民間企業にどんどんやる気を起こさせようというんだつたら、みんなが使いたくなるという法案をつくらないと。今までの役所はそれでよかったかもしれせん。しかし、小泉さんになってから変わったはずでしょう。民間にできるものは民間にやらせる、何度何度も我々本会議場で聞かされていきますよ。その肝心の民間にやらせるもの、民間にできるもの、それをもつと数をふやそうというのがこの法案の提案理由の説明にあつたじゃないですか。その提案理由と全然違う法案のつくり方をやっておつて、しかも一番使つてほしいような外国の代表的な企業との接触さえもない。あなた方が接触したのは、アメリカ大使館の中にある役人でしょう。役人と役人との、結構でございますね、そのうちにやりましょう、その程度の話でここへあなた方は法案を持つてきているんですか。もつと血となり肉となる、みずみずしい法案を盛り込んでほしいと思います。今までの法案はみんな行政マンでつくつた法律かもしれない。今度は行政に風穴をあけようということでしょう。

大臣。今までの行政がだめだから、自民党をぶつ壊すと言つた小泉さんが行政をぶつ壊す勢いでこれに取り組んでおられると私たちは理解し、それを期待しているわけです。

であるならば、外国の意見という異質の意見をどんどん大胆に取り入れて、変えるべきところは変えた方がいいと私は思う。法案的に間に合わないんだつたら、大臣、先ほどの大臣の答弁では大変自信のなさそうなお話でしたけれども、しかし、来年以降、少しおくらなくてもいいから法案を修正し、追つかけてもいいものにして、そういうところの、大きな外国との風穴をあけるような修正を、間に合うならこの法案の審議中にやるなり、少し時間がかかるならヒアリングをやつて第二次修正を盛り込むなり、そういうふうにはできませんでしょうか。御答弁をお願いします。

○鴻池国務大臣 先ほど島委員からの御質問のときにも私は答弁を申し上げました。本委員会の御議論を十分踏まえて、修正等につきましても、閣法でありますから最善の法律であるということ、私は申し上げる立場だけれども、大きな耳を傾けたいという答弁を申し上げました。今もその気持ちに変わりございません。

そして、本日、私は勉強不足で、大変いい御提案をちょうだいできたと思っております。実は私は、時間があればこの件について日本全国でできるだけ出前持ちをしよう、このように思っております。既に二、三の計画がもうできておるところでございます。そして、民からいい提案をちょうだいしたい、こういうPRを努めてまいりますつもりでございます。ただいまの御指摘というのは非常に大事だと思ひますので、一度、外国企業あるいは外国のそういう御興味のあるところと私自身も出会いまして、いかがなものかということ話をしてみたいというふうにごで約束をしたいと思います。

ただ、修正あるいは新たな法案ということに關しましては、ただいまの法案はこれで私はどうかお願いしたいと思っております。ただ、修正等に

御議論が進みますれば、我々といまして耳を傾けるつもりであります。

ただ、もう一つ、一月十五日に締め切ります第二次募集で新たなものが出てくれば新たな法案として追加することに相なっておりますので、ぜひとも一月十五日締め切りの第二次の提案について、私どもは大いに期待をいたしますと同時に、まだ日数がございますので、そういう御理解の上で誘導をしていただければ大変ありがたい、このように思っております。

○岩國委員 いろいろな国との接触をそれぞれのお立場の方がされた方が私はいと思います。外国の意見というのは、中には、随分勝手な意見が多かったり、それから理屈の通らない意見もはつきり言っております。しかし、千差万別いろいろありますけれども、そういうものを取捨選択しながら、玉石混交の中からいいもの、これは本筋として使える、日本の国民にも納税者にも十分納得、説明ができるという提案、要望というのはもともと早く取り入れるべきだったんじゃないかと思えます。時間的にも制限があるのでしようけれども。

例えばニューヨークの日本商工会議所という組織がありまして、そこは、アメリカのいろいろな企業が、情報をとり来たり、接触しています。そこに専務理事で狩野務という、私は同じ出雲の出身ですからしよつちゅう行つては会っていますけれども、そういう専務理事の意見なんか聞かれるのが一番まず、ある意味では安直な方法かもしれない。大臣自身がお聞きになった方がいいと私は思います。大体どういう文句をいとも言われているのか、そういうことを要領よく説明してくれるでしょう。まず、そんなところを出発点として、そして具体的にいろいろな層の意見を聞かれた方がいいと思います。

そうした外国の要望の中、そして日本の行政の不透明性というものが生まれたノアアクションレターという制度、大臣御存じですね。このノアアクションレターという制度は導入されてまだ日

が浅いわけですが、具体的にどれぐらいの件数が使われておりますか。実例としてどれぐらいあります。

○中城政府参考人 ちよつと資料を持ち合わせておりませんので、恐縮でございます。

○岩國委員 実際にどの程度各省庁ごとにそれが使われて役に立っているのか、資料を提出していただきたいと思います。

私が得ておる限られた情報では、このノアアクションレターというのは、だめならだめ、この案件はだめですということを事前にちゃんとし、そしてそれを公開するという、行政の透明性を高める非常に画期的なシステムであり、日本もそれをやるということが始まったわけですが、どこに原因があるのか、このノアアクションレターという制度そのものがノアアクションで終わつておるわけですね。まあしやれではありませんけれども、結局ノアアクションで終わつてしまつて、ほとんど使われていない。

この点についても、もう少し外国のいろいろなところにヒアリングをされると、一体あの制度はどうなっているのか、あるいはなぜ使われていないのか、その辺を事前によく調べにならないと、この外国の企業の参入の壁というのは高いままです。いつまでも残つてしまふ、そういうことになると思います。日本のノアアクションレターがなぜノアアクションで終わつておるのか、その辺も本当はこの法案に非常に関係してくるところが多いんじゃないかと思ひます。

外国からばかりじゃありません。いろいろな地方自治体からも、九百件あつて九十件しか認められない。その中には、いろいろな理解や意識のミスマッチというのもあるでしょう。しかし、ミスマッチではないにもかかわらず認められなかった、隣の市は認められた。そして、日本で起こることは、結局、そこには有力な国会議員がおつたからあそこは認められて、こつちはおらんかったから、そういう次元の話にだんだんなつていくわけですよ。なつていくというか、はつきり言つ

て政治家がそういうふうな誘導していく場合もあります。

この構造改革特区法案の一つの暗い面、心配しなければならぬ面は、今までの補助金の分捕り合戦をそれぞれの各地区の国会議員がある意味ではやつてきたわけですね。これを口ききといひます。今度は口ききの材料の一つにこの構造改革特区がなつてはならないと思うんです。

そうさせないためには、このノアアクションレターという制度、そういった政治家や国会議員の口ききが行われたからあのメリット、特典をあの市はもつたんだ、あの県はもつたんだといううわさを封じる大変有力な、そして必要な制度、このノアアクションレターというものをもう一回、使われていないんだつたら使われるようにし、そしてこの構造改革特区法案を本当にフェアで、そして将来のよりよい行政を目指すための武器とするためには、私はそれを活用し、併用すべきだと思ひます。そういう意見、要望を申し上げます。ありがとうございます。

御意見がありましたら。

○中城政府参考人 先ほどお尋ねがあつたのは、恐らく民間企業から出るノアアクションレターというところで、これは総務省の方で取りまとめているものでございますが、それとは別に、この本法の第四条の七項のところで、地方公共団体が関係行政機関の長に対して法律の解釈それから命令など規定の解釈について確認を求め、それを速やかに行政機関の長は回答しなければいけないという回答義務をつくるという規定を設けております。これは、地方公共団体の求めに対して国が出さなければいけない一つのノアアクションレターというような制度をこの法律には盛り込んでいます。

○岩國委員 そのことは、今答弁いただきましたけれども、私はその第四条七項、それを読んだ上で、つまり、この構造改革特区法案というのは、このノアアクションレターという制度を本格的に

法案の中に盛り込んでそれをはつきり義務づけているというところに非常に特徴があるわけですね。私の質問の仕方が悪かつたかもしれませんけれども。

それであるがゆえに、ノアアクションレターがどれだけ使われておるかということの確認さえも、大臣も、皆さん、しておられないでしょう。ノアアクションレターというものを持つてくればこの法案がきれいに見えるというだけの話でこへ書いてあるだけなんです。

私が質問しても、ノアアクションレターが導入されてから何年何カ月の間に各省庁においてこれの件数がありました、これだけ実用に供されておりますから大いに頼りになります、これが用心棒でございますからここにちゃんと記入しました、こういう説明ができなければいけないんじゃないですか。ここに書いておけば、書いただけで安心して、そしてノアアクションレターがノアアクションで終わつておる、こんなことの繰り返しじゃどうにもならないと思ひます。御意見があれば。

○鴻池国務大臣 このノアアクションレターにつきましては、今委員が御指摘ございましたように、一つの用心棒的な存在になると私も思つております。各省庁でいろいろ使つてきたかということにつきましては、資料がございませんので、後ほど提出をさせていただきます。

そしてなお、さらに申し上げれば、この特区法案が骨抜きになるかならないかという非常に大きな部分がこの制度にあると思ひますので、現在私の考えでありますけれども、書面をもつてこれを行う、このように前向きに考えておるところでございます。

○岩國委員 質問を終わります。

○佐々木委員長 以上で岩國君の質問は終了いたしました。

次に、太田昭宏君。

○太田(昭)委員 私は、この数年、経済構造改革が極めて大事であるということは言い続けてきま

した。特にまた、景気対策、経済構造改革、財政改革、財政構造改革と非常にばらばらに使われているという点について気になってきました。経済構造改革が必要なのは言うまでもありませんが、不況下における、また失業下における構造改革というのはなかなか世界に類例のない、大変なことだと思います。

何回もデフレ対策というものが出されても、なかなかそれが実行に移されない、あるいは急所を外しているというようなこともきつとあるのですね。金融の仲介機能を回復させるということと、需給ギャップというものの、二十兆と言われますが、需要面そして供給サイドからそれを解消していくというようなやり方もあるではありませんか。

しかし、経済の教科書的に言えば、 $Y=C+I+G$ という、GDPというものは、消費と、そしてインベストメントという公的資本形成と、そしてG、ガバメントということの足し算であるというところは経済学の一番最初で勉強するわけですが、このIということからいきますと規制緩和ということとは極めて大事であるということで、今回、このデフレ対策の重要な柱として経済改革特区法案というものが提案されたということについて、本当にこれがうまくいけばいいし、また、うまくいかなければならないということを私は思うわけです。

そこで、今のノーアクションレターということがノーアクションだという話もありましたが、もつとと言うと、大体どれぐらいの経済効果というものをねらい定めているのかということについてまずお聞きをしたいわけです。こうした特区の実現によってどの程度のデフレ対策、経済効果というのを見込んでいるのか、あるいは景気、雇用などに對してどういう効果があるかというの、それをどういう体制でフォローアップしていくのか、ということについて伺いたいと思います。

○鴻池国務大臣 なかなか難しいことでございまして、これをやればこうなっていくというのが見

えにくい特区構想でございまして。

これをとにかくできるものからやっていく、できないものはどのようにすればできるか、これを懸命に考えながら現在に至っているところでございますが、フォローアップ体制につきましましては、十月十一日に構造改革特区推進本部におきまして決定された推進のためのプログラムにおいて、特区法案成立後、一年以内に構造改革特区において実施される規制の特例措置の効果、影響等を評価するための体制をつくる、こういうことを決めてございまして、そこでフォローをしていくということに相なろうかと思っております。

冒頭の御質問につきましては、きちつと答えられずに恐縮でございしますが、これが動き出してくればどのようになるかということも、ある程度はつかんでいかなければいかぬ時期に來ているというふうに思っています。

○太田(昭)委員 政治はある意味では環境もつくり、リーダーシップをとるということが非常に大事ですから、非常に要望が強い、受け入れまいという、そして経済効果、このくらいありというようなメッセージを、きょうが無理でも、ある時点で出して引つ張っていくということが非常に大事なことではないかというふうに私は思いますので、ぜひともその辺、ちよつと考えて、メッセージ性ということも政治の大きな役割であるということ、大臣あるいは内閣挙げてそうしたことに對しての発言をお願いしたいと思います。

○鴻池国務大臣 ただいま委員御指摘のように、メッセージというものは大事、アナウンス効果というの非常に大事なことでありと承知をいたしておりますので、できるだけ早い時期に、この法案が成立し、これだけの規制改革が成ればどのような効果があるかということも勉強を始めたと思っております。

○太田(昭)委員 神戸にこの間行きました意見いろいろ聞いて、我が党で、列島縦断フォーラムで聞いたのです。大臣も、皆さんちよつと兵庫なので、私、話をしますが、一番強かったのは、関

西を初めとして、本当に何とかこれで経済を持ち上げたという意欲が非常に強くて、特区のことについてかなり集中しました。

そこで、税財政について、規制緩和をしました、さあどうぞと言われても、税とか財政あるいは国のいろいろな金融措置を初めとしてどういうバックアップ体制がとれるかということについて、非常に要望が強かったわけですね。

税というのはなかなか難航して、自民党の中でもいろいろなかがあるようですが、しかし、これは非常に長期的な国全体の制度ではあるから、この特区というものと税というのはなかなか難しい側面はあろうかと思いますが、私は、国の金融機関というものを含めて、これは民間がやりたいといつても、かなりベンチャー的なものもありますし、資金は今、簡単に貸してくれるというわけでもない。これをどうするか。仕事がない、あつたら何か飛びつくということで、私は、この辺の規制緩和をしましたというだけではなかなかこれが成功しないのではないかとこのように思っておりますので、今回ののはやらないですというだけでは、現実にはそうした私が申し上げた経済効果というものはなかなか大変なことであるというところの上で、ぜひとも税財政によるバックアップ体制をとってもらいたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○鴻池国務大臣 委員からお話ございましたように、要望というものはよく聞かえてまいりますし、自由民主党の本件の特命委員会におきましてもそういう御議論が強くあつたということもお聞きしておるところでございますが、この構造改革特区の構想では、国から地方へ、官から民へという流れの中で、自助と自立の精神を尊重して、地方が自主性を持つて知恵と工夫の競争による活性化を図るものであるという位置づけでございまして、この推進本部で決定しました基本方針におきましても、構造改革特区に對して従来型の財政措置は講じないということにいたしておるところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○太田(昭)委員 その辺は非常に要望の強いことでもありますから、難しさとかこの法案の性格というところはあるんですが、現実面として、現場でどういふふうにするかということについてはよく目を注いでおいていただきたいというふうに思います。

法案の基本理念、きょうは私は理事の人に冒頭ちよつとやらせてくれたと言ったのは、非常に基本理念的な話なんです。それは、規制ということとは、経済的規制もあれば社会的規制ということもあるんですが、この規制緩和という、これはいい規制、これは外す、いろいろなことがどういふ見地から整理されているのかということがちよつと私は見えない部分があるわけなんです。

地方から要望がありました、要望を各県庁でこれはできるかできないかということを検討させていただきました、そういうふうに言うんですが、単に、要望があつて、できるとかできないかの基準ということで整理されたのと、安全性とか利便性とか経済効果とか、こういう観点で整理をしたんですというふうな、一番基本になる規制緩和の整理のコンセプトというのは一体どういふふうになっているかということについてお聞きをしたいと思ひます。

○鴻池国務大臣 委員おっしゃいますように、私も、規制というものは、どうしても守らなければならぬ規制というものはあると思ひます。やはり、日本の風景がその規制を外すことによつて変わつてしまふような、あるいは伝統とか文化というものがなくなつてしまふようなことであつてはならないというふうに思ひます。そのためには規制というものは大事な部分があるというふうに思つておるところでございます。

ただ、ただいまの基本理念的にどういふところで決定しているのかという御質問でございまして、九月二十日に構造改革特区推進本部で決定されました推進のための基本方針には、「地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案を可能とするよう、可能な限り幅広い規制を対象とする。」と

されておりまして、この基本方針に従って、地方公共団体や民間事業者から出された規制改革事項については、実現するためにはどうすればよいかという方向で検討してまいったところでござい

す。

一方、地方公共団体や民間事業者の要望のうち、単に特定の地域における税の減免を求めるもの、補助金等の使途の拡大を求めるものにつきましては対象外としております。さらに、地域に限定して規制改革を行い得ないような性格のものについても、特区になじまないとして対象外とした次第であります。

○太田(昭)委員 私は、初めに特区ありきということがなかなか難しい法案にした、またそれが、そうしなければできなかったのかもしれない

が。

要望を受けましたと。九十三項目について今回は規制を考えるということですが、そのほかに、百十一項目の、地域限定ではない、オール・ジャパンで規制が緩和されるという、そのところが非常に大事だなというふうに思うんですね。

特区から始めてモデルをつくって広げるというのと同時に、いっばい要望がありました。九百を超えるものがありました。整理して、今大臣おっしゃったように、税とかそういうものは外しました。これはむしろオール・ジャパンでやった方がいいんだというのが百十一出てきたということ、は、その百十一を推進するというのはどこになるかわかりませんが、この百十一を外すということとは非常に大事なこと、政府としてこれをどういうふうに進捗をして、この構造改革特区法案と同じスピードでこの百十一項目についてオール・ジャパンの体制を政府としてはとるべきだと私は思いますが、いかがでしょうか。

○鴻池(国務)大臣 この特区の構想が出て、提案を募集したために九百の提案が出てきた。それを精査いたしましたら、今申し上げましたように、税とか減免とか資金が要るとかというものは外しながら、百十一については、これは全国レベ

ルでできるじゃないかということが初めてあぶり出してきたわけでございまして、これにつきましては、関係各省庁が積極的かつ精力的に規制緩和の方向に向かっていっていただかなきゃいかぬと思ひますし、それについてチェックをするのが私どもの役目である、このように考えておるところであります。

○太田(昭)委員 私は、数ではないのですが、九十三と百十一なら、こちらが非常に大事だ。そういう意味では、内閣を挙げてこれは本場に同じスピードでやるということが今回の地方自治体を初めとする努力に対して報いる道ではないかというふうに思ひますので、ぜひともそこはいろいろな機会に目を光らせていただいて、大いにやる、同じスピードでお願ひをしたい、このように思ひます。

この地域限定のものとしてオール・ジャパンのものをどうやって立て分けたのか。私は、出ていることをよく見ますと、これはむしろ場所を限定するというよりも、日本全体ということ、オール・ジャパンにした方がいいなということをも含めて、それが九十三の中に入ってきているという感じがしてならないのです。

株式会社PFI方式あるいは公設民営、管理委託等によって特養ホームを運用できるようにする。これはどういう事情で地域限定になったのかという感じがしますし、こういうものは私はほとんどオール・ジャパンでやった方がいいというふうに思ひますし、これはこういうことだから全国でなくて地域限定だ、これはこうだから地域限定でなくて全国だと、その辺の立て分けがうまく整理されていないのではないかと感じがしてならないのです。

極端に言いますと、規制緩和という本来第一義的にはオール・ジャパンであるべきものが、逆に、最初に特区ありき、地域限定ということにやめられてしまっているのではないかと感じることについて、この法案の審議の前提として、きょうは私、一番最初に質問させてもらいたいというふうに我

が党の理事に言ったのはそういうことで、この辺の整理は一体どうなっているのでしょうか。

○鴻池(国務)大臣 その整理に値する答えでありまして、すかどかでありましても、全国一律で外すべき規制、緩和すべき規制はやるべきだというのが大変全国の御意見であります。しかし、これがやはりかなわぬ。一挙にやると大変な弊害が起きることもあるし、徐々にやっていくことによつてその意味があるとか、これはどうしてもいまいしばらくは弱者に対する配慮にない、こういふたようないろいろな意見、歴史というものの中で、全国一度にこれを外してしまうということはやはり無理だという結論に至っていると思ひます。

ただ、その努力は石原大臣のもとでされておるところでございまして、特に、その中であつて、特区というものをよくつめて、これを風穴としていこう、これを加速させて、その成功例が、私は何度も申し上げておりますようにいい意味で飛び火していく、これを主眼点として特区の構想がある、このように御理解をいただきたいと思ひます。

百十一と九十三、どう分けたのかということにしましては、ちょっと私はまだ精査いたしておりませんので、答弁が必要でしたら関係室長からさせたいと思ひます。

○中城(政府)参考人 今回、地方から出てきた案件のうち、まず、我々が関係省庁との間で特区でできないかということと交渉いたしましたけれども、特区でやるよりもむしろ全国で先に行いたいと言われたものが百十一件あったということでございまして、基本的に、全国でできるものは全国でやるというのがこの基本的な考え方でございます。

○太田(昭)委員 そこで、特区で成功したということと認識した上でオール・ジャパンの一般緩和に持っていくことなんですが、私は、そのプロセスというのは非常に大事なことであろうというふうに思ひます。そこまで意思を通して

やっていくということが、今回の特区法案という、成功しました、成功するでしょう、次にそれを一般化していく、オール・ジャパンに持っていく、そういうことのスピードと意思というものが非常に大事だと思うのです。その辺は、この法案の中で三十六条の一、そして三十六条の二、時間の関係でも中身は申し上げませんが、これらはそうしたプロセスということだとも聞いておりますが、そういうふうな解釈するのか、それならば、私は、プロセスについて、答弁でもいいし何でもいから、もう少し明確にきちっとしておく方がいい、まずそれだけお願ひします。

○中城(政府)参考人 御指摘のとおり、第三十六条において、各関係行政機関の長は、定期的な調査を通じて規制の特例措置について不断の見直しを行うとともに、特例措置が講じられている規制自体のあり方についても、全国的な規制改革を推進する観点からその見直しに努めるということにしているものでございます。

また、関係行政機関の長は、全国的な規制そのものを見直す等の必要な措置を講ずるに当たっては、各規制の特例措置の適用を受けている地方公共団体に限らず、広く当該規制や特例措置のあり方について意見を聞くことが望ましいと考えられていることから、地方公共団体その他の関係者からの意見を聴取することになっているということでございます。

○太田(昭)委員 そこで、私はさっき、初めに特区ありきという、これは非常に難しい性格を持っているんです。

よく出される、満三歳に達する年度の当初から入園できるような幼稚園で、そうした年齢制限の特例というものがあつたりする、そうしたものをこの特区法案でかおせる。かくくしかじかの条件でこの特区というものはやりますよと言つた。今度は、それが成功しました、オール・ジャパンに持っていくときに、逆にそうした条件を付するということが足かせになるのではないのかという感じが私はすごくするわけなんです。もう

少し胸張って、どんと持つていくものは持つていくという意思を持ってやっただ方がいいんじゃないかというふうに私は思うんですが、その辺はどうですか。

○中城政府参考人 個別の規制の特例において定められている幾つかの条件というのは、規制の特例を受けるための条件を定めたものであります。それは基本的に地方公共団体の判断が尊重されるというものでございまして、したがって、新たな規制となるようなものではないというふうに認識しております。

例えば、先ほどの幼児のものでございますが、幼児が減少または幼児が他の幼児とともに活動する機会が減少したことにより学校教育法に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから幼児の心身の発達を助長するために特に必要がある場合と書いてありますが、そういうふうに地方公共団体が判断すればということで、その判断を尊重するというものでございます。

なお、先ほど申し上げましたように、法案三十六条において、関係行政機関の定期的な見直しの調査を行うということ、そしてその調査結果を構造改革特区推進本部に報告すること、それから、関係行政機関の長は、その調査結果や地方公共団体の意見を踏まえて必要な措置をとるということとございまして、これらの条件が一般的な規制改革というものの妨げにならないように適時適切に見直していきたいというふうに考えております。

○太田(昭)委員 まさにその最後の語尾のところ、適時適切に見守ってまいりたいという、そのところ、私は本当に心配しているから、この辺については、ざっと読んで立派な答弁だと思ふけれども、最後のところが一番大事なんだ、本当は。そのところを、私は本当に、見守るんじゃないかと、しっかりやってもらわなくちゃ困る、こう思います。

それから、各省庁が政省令や通達で特区制度にたがはまってしまうという、かえって上乗せ規制

制になってしまうのではないのかという懸念があるわけですね。政省令の作成段階から特区推進室が具体的に関与することが私は大事だ、こう思いますが、いかがですか。

○鴻池国務大臣 本法案における個別の規制の特例において政省令で定めることとしている事項は、届け出の様式など手続的な事項や法律で定められた事項について、その範囲内でより具体的に定めるものが多いということでありまして、一部には、どのような場合に規制の特例措置が適用されるかについて具体的内容を定めるものもありますけれども、地方の自発性を最大限に尊重するというこの法律の趣旨に沿った内容となるよう、今後各省庁と調整をしていきたいと存じております。

○太田(昭)委員 渡海先生がいらつしやるのでまとめて最後にお聞きしたいと思ひます。何問かあるんですが、産官学連携ということに絞ってお話をしたいと思ひます。

インキュベーション施設というのが私は非常に大事だということに思ふんです。国立大学の資産が国有財産ということ、ずさんな管理があつてはならないということとは前提なんです、インキュベーションとして活用する際には、できるだけ制約なしに企業に利用させることができるように運用すべきだということに私は思ひますが、いかがかという点が一つ。

それから、国立大学の独立行政法人化と産官学連携についてということなんです、TLOや大学発ベンチャーとか、あるいは、今申し上げましたインキュベーション施設などに投資して推進することを可能にするべきであるというふうに私は思ひますが、いかがでしょうか。

○渡海副大臣 産学連携ということは大変重要な課題でございまして、日本の経済社会が持続的に、また活性化をしていくという意味では大変重要な問題だと考えております。

先生おっしゃいましたインキュベーション施設、広い意味では例えばTLOなんかもその途中段階の一つの施設だということに思ひますが、こ

の施設利用という面に関しては、昭和六十一年に研究交流促進法ができて、これは、人員的な問題も含めて、施設利用ということができるだけ民間に開放しよう、こういう制度できたわけでございます。ただ、使いにくいというふうなお話もございまして、その後、平成四年と十年に改正をいたしております。現状では、まず、例えば大学の施設、国立研究所の施設等の施設並びに敷地を非常に安い費用で提供する、それを民間が共同研究で使つていただく、そういう制度があるわけでございますが、民間の側にもいろいろインセンティブなり、また理由もあるわけでございます。

例えば、今回の特区の中では、そういうものを外すことによってより利用していただきやすいように考えた点がございまして、具体的に申し上げますと、これまで、例えば共同研究をやると、その全データ、記録なりさまざまなそこでとれたデータ等を国に報告をしなければならぬ。これは民間企業からとりまして、実は意外と、企業秘密とまでは言わなくても、自分たちの成果なんですね。そういうものを最終的な研究成果の報告だけでいいというふうに変えた点とか、施設利用という点でございます。従来は共同研究というその段階だけであつたものを、その後、その研究を利用して企業が単独で応用研究を行う、そういった場合にも施設なり敷地を使うというふうにしてこの特区の中では規制緩和をするというふうにしておるわけでございます。これによってかなり交流が図られるのではないかなというふうに思っております。

あともう一点、このインキュベーション施設に対する独立行政法人としての従来の国立大学、これの出資の問題でございまして、これは、実はこれまでの勉強会では、弾力的に運営をするということで経営的センスも取り入れるということでございます。それから、そういった点も非常に前向きに、積極的に検討していこうということでございますが、同時に、やはりお金の出し方というのは少し

精査をしなければいけないというのが一つの方向でございます。

これは当然、現在の方向でいきますと、交付金という形で独立行政法人に、国からの、税からの費用が出るわけでありまして、同じような形で実は出資をいたしますということになれば、では民間のインキュベーション施設というものの対して例えばイコールフットイングになるのかとか、こういった問題をきつちりとやはり精査をしていく、個人の考えとしてもそういう必要があるというふうな思っております。ただ、これから十六年の独立行政法人化に向けて、今、法案も含めて作業をいたしておる中で、できるだけやはりそういうことが可能になるような十分な検討を進めてまいりたい、そのように考えておるところでございます。

○太田(昭)委員 まだ一分ぐらいいあるようですが、一つだけ聞きますが、静岡かと聞いています。高度専門医療機関において企業と医師、医療機関が連携して臨床研究を行う。これは私は臨床研究は早期に実施すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○小島政府参考人 お答えいたします。

先生の御指摘は、医師主導あるいは病院主導の治験ということだと思いますが、これにつきましては、本年七月、薬事法が改正されました。今までは企業だけに認められておりました治験というのが医師主導の治験ということで導入をされたわけでございます。一定の論理性を確保しつつ、その研究成果を将来的な薬事法の承認申請に利用する目的で未承認の医薬品等を企業が病院に提供できるという道が開かれたわけでございます。

これにつきましては、私も、最初三年間の猶予をということで国会に御提案を申し上げたわけでございますが、全国から非常に要望が強いというところで、これを早期に実施するため、前倒しで公布の日から一年以内というふうなされたところでございます。現在、本規定の施行に向けて、医師主導の治験の倫理性、科学性を担保するため

の基準づくり、作成に努めているところでございまして、一年以内の確な実施に努力してまいりたい、こういうふうに考えております。

○太田昭委員 ありがとうございます。

○佐々木委員長 以上で太田昭君の質疑は終了いたしました。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時一分開議

○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。西村眞悟君。

○西村委員 どうも、よろしく申し上げます。午前中の大臣の御答弁、非常に好感が持てまして、率直におっしゃっておられる。私、これからある意味では書生論を大臣とさせていただきます。

見えにくい特区構想であります、どれだけの経済効果なのか、きつとは答えられないのが恐縮であるけれども、一挙にやれない以上は徐々にやるんだ、特区で風穴をあけ、成功例を飛び火させていくんだと。これはよくわかっております。その上で、私は、根本に返りまして、この法案の前提の議論をいたしたいなと思うわけです。

と申しますのは、本法案のいろいろな特区ができていくという前提での日本国のあり方を見るときに、ある意味では合成の誤謬、いろいろなものがモザイクのように重なり合って、人心はどうなるのであろうか。人心をしようまざらしめんことを要す。単純じゃない。この我が自由な国における国民の活動は、国家の最低限の規制はシンプルであり、その上で各人が各人の良識と社会のルールに従って自由な活動を展開している、これがあるべき姿なんだろうと思うわけです。

その意味で、今必要なのは、この社会に、ある意味では戦後五十年の病弊がたまっておるとする

ならば、その根本を抜き、その源をふさぐという大議論であらうかと思うわけです。したがって、本法案に触発されながら大臣と書生論を展開しようではないか、これも意義があるではないかと思うわけであります。

この法案の前提は、規制の見直しと変更であらうか。これは、総理の所信、規制は全国一律という発想を地方の特性に応じた規制に転換するのであるという所信から明らかであらうと思います。つまり、規制の見直しと変更だ、それを地方の特性に応じてやるんだということでありますよね。

この前提として規制の見直しをするならば、有用な規制があるではないか、これをもつと点検し改良していくという方向と、それと同時に、無用な規制が仮にあれば、これを撤廃していくというではないか、こういう第一段階の見直しがあり、そして、有用な規制に関しては、全国一律が必要なのであろうか、それとも、この規制は全国一律である必要がないので、本法案に行くわけですが、各地域特性ごとにこの規制を変えていくというではないか、こういう論理的な順序にならうと思うのです。

そこで、本法案は、規制の必要性、無用な規制、この点検には踏み込んでいない。これはこれで現段階としてはそうなんだと私は思うのですが、大臣はどうお考えですか。

○鴻池国務大臣 冒頭に国家論のお話が少々出ましたので、この話に終始できるならば、西村委員と同じ気持ち、同じ思想だということを申し上げて答弁をしないかぬなというふうに思っております。

ただいまの御質問でございます。まず、規制は全国一律という発想を地方の特性に応じた規制に転換しようとしているのか、こういうことでございます。

この法案における規制とは、単に民間の事業活動に対する国の許認可等による制限のみを指すものではなく、手続や手数料の徴収等も含めて、広く社会的、経済的活動一般に関して何らかの事項を規律するものであるということをお願いしたいと思っております。したがって、規制の対象となりますものは、民間事業者に限らず、地方公共団体等の活動を何らかの形で規律しているものについて、すべてこの法案における規制として考えているところでございます。

次に、有用な規制、無用な規制というお話でございます。この制度は、全国的に規制改革の進展の遅い分野があること等を踏まえて、できるだけ幅広い規制を対象に地域を限って特例措置を講じるものであり、地域の特性に応じた規制を実現するためにはどうすればいいかという観点等から検討を進めてきたものでございます。

したがって、規制を有用なもの、無用なものに区分することを前提に検討したものではありません。このことを御承知いただき、そもそも社会的にその有用性を失った規制については、特区制度の対象とするかどうにかかわらず、規制改革会議等で不断に見直すべきものであると考えております。

全国一律であることが必要な規制と全国一律であることが必要でない規制とについてのお話もございました。

規制は全国一律という発想を、地方の特性に応じた規制との発想に転換しまして、地域の特性に応じた規制を実現するためにはどうすればいいかとの観点等から検討を進めてきたものでございます。地方公共団体からの規制の特例要望に対し、地方の特性に応じた規制を実現するためにはどうすればいいかとの観点から、特区制度の対象とすべきかどうかとの検討を進めてまいりました。

このような検討の中で、全国で実施する規制改革事項も百十一項目出てきており、これらについては、十二月に予定されております総合規制改革会議の第二次答申に向けた検討における対象とすることになっておりまして、そこ十分な連携を保っていきたい、このように考えております。

○西村委員 無用な規制については、今この場では検討されていないという趣旨の御答弁ですが、

ぜひ同時に、無用な規制、せっかく全国自治体から上がってきているわけですからね。

これをずらっと見ますと、資金調達の手段として知的財産権を信託するための制度をつくってほしいと。今、知的財産権は、信託によって資金調達が可能とはなっていないわけですね。これは規制されておるわけです。しかし、知的財産権こそ、例えば学生が知的財産権を保持して、それをベンチャー企業を起こそうとするときに、それをもって資金調達の手段とできる、ある意味では技術立国日本の最大の武器になるものではないか。ここに規制がかぶっておる。

本法案ではそれは対象にはしていないということなんでしようけれども、地方から上がってくるものについてはそういう意見もあるわけでございますから、どうか内閣として同時に検討していただきたい。

それで、規制については全国一律が必要で、赤信号ではとまる、青信号では進む、これは全国一律が必要な規制であります。地方によって特性に応じた規制でいいんだとおっしゃったので、この問題についていいんですが、例えば本法案における出入国管理及び難民認定法、外国人の在留資格それから社会保険労務士の代理業務の追加、これは、ある意味では全国一律であることが必要な規制ではないんでしょうか。

つまり、赤信号ではとまる、青信号では進む。社会保険労務士の資格を取ればその資格は代理業務を持つんだとか持たないんだとか、出入国管理、外国人のいわゆる非常な研究者がおる、これは特区であらうかならうが、この者の研究が日本の国益にかなうならば、在留資格はこの者について特に検討してもいいんだ、もう全国一律に、三年ぐらいで、はいおさらばしてくれというはおかしいんだと。これは全国一律の規制にあさわしい規制ではないんでしょうか。どう思われますか。

○鴻池国務大臣 ただいま委員が例に言っておられました外国人研究者の在留期間につきまして、就任早々、私も随分努力、苦勞をいたしました。

悪口ではありませんけれども、それなりに国柄を思う法務省とすれば、そんな簡単に外国人を長く置かすわけにはいかぬというお考えも当然あったことと思いますが、十分話をしまして、優秀な外国人研究者については五年ということに御了解を得た次第でございます。

今の御指摘でございますけれども、我が国の経済の活性化のために、規制改革を行うことによって民間活力を最大限に引き出し、民業を拡大することが必要でありますし、一方、さまざまな事情によつて全国的な規制改革の進展が遅い分野があるといふことは何度も申し上げたとおりでございます。

構造改革特区とは、こういう状況に風穴をあける、こういうことで地方や民間がまず自発的に構想を立案していただく。それぞれの地域の特性に応じて規制の特例を導入することによって構造改革をさらに加速させていく有効な手段である、このように思っております。

ただいま申し上げました外国人研究者の在留期間の延長に関する出入国管理及び難民認定法の特例措置につきましては、研究開発や産業の発展の素地が高い地域においては、外国人研究者の在留期間の延長や外国人研究者が研究活動とあわせて経営活動を行うことにより研究の効率的な推進や産業発展が見込まれることから、ただいま申し上げますように、在留期間の特例を認めていただいたわけでありまして。

なお、今回、構造改革特区において実現しました規制の特例措置については、規制の特例措置の適用状況について定期的に調査を行つて、必要に応じて全国的な規制の見直しを行うことができるものと考えておるところであります。

○西村委員 法務省の出入国管理についてお触れになったからちよつと申しますと、法務省にはそれを言う資格がないんですよ。なぜかといつたら、犯罪者の不法在留はだだ漏れ。それから、私はもう五年以上言っているんだけれども、北朝鮮にいる日本人は日本に帰れないんだ、しかし、毎年一

万人の在日の方々は北朝鮮に帰つてまた再入国してくるんだと。日本人は帰れない、毎年一万人の北朝鮮の方は自由に日朝間を往來している。再入国を禁止してくれと。一切聞かない。

一方では、大臣おっしゃつたように、外国人、正式な、知的な研究者はお引き取りいただきたい。しかし、網の目をくぐつて入つてきたやつについては見て見ぬふりをする。それから、在日の方々は入り放題。日本人が全く帰れていないことを見て見ぬふりをする。これは法務省であります。もつと強くおっしゃつていただいたらよかったですな。

つまり、私の考えは、これは全国一律の規制なんです。その人にとつて判断するんです、その人の研究成果、その人の頭脳。特区があつたからではないんです。

それから、社会保険労務士。この資格を国家が与えれば代理の業務ができるのか否か。これは国家一律の資格である。弁護士資格と同じであります。これを弁護士特区と考えると、例えばこの特区では弁護士は地方裁判所の代理権しかないとか、この特区では最高裁の代理権まで与える、こんなばかんなことないですよ。国民の法的サービスを受ける機会が全国一律に与えられていなければならない。

したがつて、この法案についての私の第一の疑問は、地方の特性に応じた規制と称しながら、国家の哲学として全国一律が必要であるべき国民の法的サービス、国益に関してどうなのかという観点に関しての全国一律であるべき規制も裏口からなだれ込んでくる。整合性がとれていないのだ。

それから、各省の意見を聞かれるのはいいですけれども、これは各省の意見を聞いて定まる問題ではない部分が多いというのが、大臣の御答弁を聞いていても感じられるところでありまして。したがつて、政治に決断がないんですよ。病弊のものとを抜く、そして源をふさぐ抜本塞源の決断がないではないかな。

さて、地方の特性に応じた規制ということに入

りますが、地方の特性に応じた規制とは何ぞや。これは、我が国が言うそもその規制なのか、それとも地方自治の本旨の範囲なのかということでありまして。

地方の特性に応じた規制は、地方の自由な領域ではないのか。例えば歩行者天国、これは歩行者天国特区とは言わない。地方がその道路事情に応じて、そして居住者の要望に応じて、ある曜日を定めて、その区域に歩行者天国を設定して自動車の通行の自由を禁止する。これは特区と言わない。地方の自由な領域の地方自治の本旨の問題である、こう思ふんです。

例えば先ほどの、赤信号ではとまる、青信号では進むの例で挙げますと、この道路は時速四十キロを超えてはならない、あの道路は八十キロを超えてはならない、これは八十キロ特区、四十キロ特区とは言わない。その地方というか、地域の道路事情、特性に応じた領域なんですね。

したがつて、私の思いとしては、規制というべき対象でない領域に規制という言葉をかぶせながら、本来は特区という命名をしなくてもいい領域に対して特区という命名をする法案ではないのか、これが私の疑問なんです。歩行者天国は特区とは言いません。それと同じに、地方の特性に応じた規制は地方の自由ゆだねるべき領域だ、こういうふうにならざるを得ないんじゃないですか、こう思ふんですが、いかがでしようか。

○鴻池国務大臣 まず、法のもとの平等という話が出ました。(西村委員「いやいや、それ出てへん」と呼ぶ)さつきおっしゃつていましたよ、法のもとの平等。では、それは後にしましょうか。

いわゆる規制の特例を地域の特性に応じて講じるこの法案は本来の地方自治の本旨になつていくかどうかという御趣旨でもございました。

この構造改革特区は、国があらかじめモデルを示す従来の地域振興策というものではございませんで、地方公共団体が自発的に計画を立案して、地域の特性に応じて規制の特例を求めてくるもの

であるということでありまして。また、本制度の構築に当たつては、全国から特区構想のアイデアを募集して制度の基礎といたしておるところであります。

このように、地域の実情に合わせて地方公共団体の発案で国の規制を変えていくという構造改革特区制度は、地方の自助と自立の精神を最大限尊重した制度であると認識をいたしていただいております。

○西村委員 そうなんです、これは憲法の体系上、地方自治の本旨にゆだねる領域ではないのかというのが質問の趣旨ですね。

それで、次が法のもとの平等です。

本法の目的は本当にいい目的ですね。「もつて国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする」。この目的から、さて、我々政治は何を決断すべきか。大道は何か。これは、旧来の陋弊を破るということ。五カ条の御誓文にある、旧来の陋弊を破る。国民の自由な領域を今こそ広げるべきだ、地方のことは地方にゆだねるべきだ、それによつて国民の個性に応じた多様な活動が我が国土において花開く体制をつくるべきだ、これが大道だと思ふのです。

私個人の個性とお隣におる人の個性が違う。これを平等、不平等とは言わないんです、この体制では。しかし、この法案の体制では不平等という言葉が出てくるを得ない。なぜなら、十四の分野での特例をこしらえるわけですね。ということ

は、規制があるわけですよ。規制があるという前提での特例だ。したがつて、この社会保険労務士という同じ試験を受けて合格した者が、向こうへ行けば代理の業務ができて、ある意味では金もうけできる。自分のお客さんをつと広げることができて、ここでは広げることができない。これは法のもとの平等に反するのではないかと、国家が資格を付与する本旨に反するのではないかと、こういうことです。

それから、地方公共団体の申し出、発案に応じて国家が許可するとおっしゃいますが、これは、

国家が規制を前提としているからそうならざるを得ないのであって、地方自治の本旨のもとにおいて自由に行うべき行為ではないか。それを、わき道を経て国の方に要求させて国が認めるという形で与えるというのは天地違ひ話ですよ、こう思うのです。

規制を残している以上、法のもとの平等に反するの。そして、現憲法体制上は、地方自治に特有な国の立法は地方自治の住民の投票が要するという、憲法が前提としている地方自治特有の立法に対する手続、プロセス、住民投票というプロセスを無視することになるのではないか。これが私の素朴な疑問なんですが、いかがでございますか。

○鴻池国務大臣 地方にすべてを任せていくという大前提というのは大変大事なことであると思います。ただ、政府規制というのは、政府が過去ずっとかけてきている規制でありますので、これを一律に外していくということがなかなかできない。そこで、地方に我々が声をかけまして、あなた方の地方であるいは民間で、規制を外すことによって活力が出る、あるいは規制を外すことによって経済的な効果が生まれるようなアイデアを出していただき、こういうことで募集をした、それが基礎となつてこの構造改革特区というものができておるといふことをもう一度申し上げたいと思っております。

今回の制度は、各法律の規制目的は変更せず、一定の地域特性を備える区域においても異なる手段によって同一の目的を達成しようと思ふものであるということもつけ加えたいと思います。

したがって、地域の特性に応じて異なる規制の特例を設けることについて、個々の規制について規定する法律の目的に照らして合理的な説明が可能であれば、法のもとの平等の問題は生じないのではないかと考えておるところであります。

また、今回の制度においては、すべての地方公共団体が地域特性に応じた計画の作成、申請を行うことができる機会であるということも申し添えたいと思います。

○西村委員 法のもとの平等に反すると自覚して法案は出されるはずがないので、それをクリアする論理は持つておられるとは私も思うんですけれども、大道かわき道かという議論から、書生論からするならば、私は大道があるのではないかと申し上げておるんです。この同じ目的を達するに抜本的な大道があつたのではないか、惜しいことをしたなど。

そして、この法案の特別区の意義を否定しているわけではないんです。確かにそうだ。確かにその目的だけでも、その効果を予測するならば、本法の目的というのはいささか大言壮語に過ぎるのではないか、こういうふうに思います。これはお聞きしてもお答えなさらないと思いますから、お答えは要りませんが。

本法案を見て、私は本当に、法案作成組織の頭脳の構想力の枯渇、これは民族の生命力の減退ではないかと思うほどに感じました。これは何をやっておるんや、もつとやることがあるんじゃないかと思いました。

これはなぜか。やはり政治が旧来の陋弊を破るという決断をしていないんです。今まさにそのときなんです。そして、その内閣だから、国民的人気はあるんですけれども、この時期、政治というのは機を見て決断しなければならぬ、その機が今来ていると思うんですが、この法案を議論しているのは、いささか矮小化されたモザイクの議論をしているのではないか、こういうふうな思いをします。

それで、法のもとの平等、地方自治の本旨と事件の関係についての議論をしても、いろいろ平行線であらうかと思ひます。したがって、これは今回これでとめます。

次に申し上げますのは、ケースワークで申し上げますと、先ほど私が言った規制撤廃、国民の自由な領域の拡大。したがって、当然そこで必然的に起こることは、各地方の実情に合った姿が出現してくる。こういう流れからしてなおかつ特区というものを欲するならば、特区とは何であらうか。

このように思ひましたら、特定の国税の特区、特定の行政罰廃止の特区、これは二つの特区の本来の姿であらうと思ひます。つまり、特定の行政罰の特区です。賭博の行政罰を廃止する、それから売春の行政罰を廃止する、これも例としてはあるかも知れません。あの赤坂だ、新宿だ、見てください。表向きの規制の行政罰がなまじつにあるものですから、さっきの法務省の出入国管理が、形式では偉そうなことを言っているけれども、日本国の体制として驚くべき犯罪を犯している外国人を放置している状態である。

この形式と実質を総合的に判断しますならば、やみに隠れた部分を表に出してきつちりとけじめをつけるこのような特区が今私が例に挙げた二つの分野で必要だと、政治家なら当然この問題は考えなまきまへん。きれいごとでこの世の中は運営されませんからね。こういうものも国民の自由な領域が拡大される中での特例なら特区だろう。我々は、水清ければ魚すまず、仏様でも悪魔でもない、この両極端は存在するから、この社会にはそれがあつたらう。なぜ、この典型的な特区に問題意識のかからもこの法案はないのか、こう思ひます。御感想はいかがですか。個別的に、カジノも一つ。

○鴻池国務大臣 もう一つの方についてはちょっと知識がないもので、最近、新宿、池袋をうろろしておらぬものですからお答えはしかねるわけでございますが、カジノにつきましては、私がこれを担当させていただきましてから各所でこういう話題が私に向かつて投げかけられてきていることも事実でございます。

この地球上の国連加盟国、百八十九カ国だと聞いておりますけれども、そのうちの七十三カ国だけがカジノを認めていないということなんです。その七十三のうちには我が国も入っております。そのほかはどういう国かといふと、一つずつ精査しておりますけれども、聞くところによりまして、イスラム教国家であるとか砂漠が随分多いところであるとか密林が多いところであるとかと

いったようなイメージでお考えいただければいいところではないかと思ひます。そういう意味で、先進諸国といふと、一応のいろいろなものがある、売っている、あるいは食事がいつでもできるという国にはほとんどカジノがあるというふうには聞かせていただいております。

構造改革特区でも、五件のカジノをやりたいというのが出てきておりました。南からいきますと、宮崎、大阪、加賀、岐阜と東京都の荒川区であります。そういうところが出てまいりましたけれども、現在、これをすぐさま検討に入るといふことはいささか、国民的、世論的なものを考えた場合には先に送った方が、私は何でも先送りするのは大嫌いな方なんですけれども、これだけはちょっと先に送った方がいんではないかという判断をいたしました。やはり、出してこられたところの県民、住民の意思はいかにあるべきか、あるいはこれを全国レベルで導入するのはいんのかどうか、刑法との関係はどうなっているのかといったことをいましばらく勉強する必要がありますし、私自身もカジノというものの足を入れたこともございませんで、一度見学をしてから十分検討したいなというふうな思ひもございします。

しかし、今委員がおっしゃいましたように、神でも仏でも悪魔でもない我々とはすれば、政治家としていろいろなところで決断をしていかなければならぬ、そういう思ひは同じところであるということも申し添えたいと思ひます。

○西村委員 歌舞伎町のやみにあるもう一つの分野については、国民意識の成熟を待つてまた議論したいと思ひますが、我々は余り偽善者であつて国政を運用しておれば非常に危険であるという分野であります。

今私が御質問したのは、規制撤廃という大道を進んでもなおかつ特区が必要だといふならこの二つの分野であらうかという部分について質問したわけでありまして、さて、現法案においての不満を申し上げますと、

農地のことであります。いろいろ地方からの要望も見ましたが、農地です。

都市近郊は、大臣も御承知のとおり近郊で、我々国民の意識は、百姓になりたいというサラリーマンの人が百姓になれる体制にあるのかといえ、ない。なぜなら彼らは農地を手に入れることができないからであります。これまた、農地を購入できる人たちは、都市近郊において意外に老齢化が進み、つまり三反ぐらいの農地を、一反でもよろしい、手に入れる気は毛頭ない。したがって、農地にはペンペン草が生えて相続を待つという状態になってくるわけですね。

やはり、サラリーマンも数代さかのればみんな百姓なのが我が国の姿であって、忙しいこの都会で一つのサイクルを終えれば、悠然として一反ぐらいの土地を耕作して自分が肉体が動くまで過ごしたいという国民の思いに現在の法制はマッチしていないですね。こういうこともなせ構造改革特別区域法案に入らなかったのか。この事情は検討はされたのか、されてないのか。検討はされて、こうだったということをお聞かせいただければありがたいと思います。

○鴻池国務大臣 私は、構造改革特区構想で先行してどうしてもしたいなという総理のお考え、気持ちというのとはよくわかっておるつもりであります。そのうちの一つが農業の株式会社参入の問題であろうかと思ひます。

これにつきましては、一応のところ株式会社参入が認められることになりました。しかし、御批判がございしますように、農民を一人役員に入れたら、土地は売らないよとか、地方自治体から借り、こういったことでもまだ規制があるんじゃないかと言われるものにつきましてもまさにそのとおりであるかと思ひますけれども、教育の分野あるいは医療の分野におけます株式参入の難しい状況から考えれば、農林省はよく考えてくれている、進んだ、このように思っております。でございます。

しかし、今のお話のように、都市住民等が農地

に関する権利を取得するための下限面積というのがあるようでありますが、下限面積要件の緩和に關してどのような対応が可能かについては、今後、農林水産省において、特区に関するさまざまな提案を踏まえて、市町村長、農業団体、地域の方々と意見交換しながら、農山村地域の新たな土地利用の枠組みの課題とあわせて平成十四年度中に検討するということをお約束していただいているところであります。

○西村委員 短い時間で議論を済まして、大臣に最後にお聞きしたいのは、我々政治家の望みとしてはこの法案に關してはこういうことなんだろうかとということなんです。

つまり、法は法なきを期す。それと同様に、本法における特区はいずれこの特区がなくなることを期するんだ。うまいこといけばこの特区が全国に飛び火すればいいんだ、実験でうまいこといかなければ、それはそれで飛び火してはならぬ、したがって、うまいこといかなければいいんだ、したがって、それが風穴をあけることになるんだ、したがって、本法における特区はいずれ特区なきを期す、その目的を持って我々政治家としてはこれを見たいんだ、大臣の午前中からの答弁をお伺いすればこういうふううに大臣は思っておられる、我々にもそう思っておくことおっしゃっているのかどうか。ちょっと御答弁を。

○鴻池国務大臣 お互いにそれぞれの立場でこれは努力しなければいかぬと思ひます。特に担当いたしております私も懸命の努力をしていく必要があると、思いを新たにいたしているところでございます。

謙虚に、うまいければ、できたら飛び火をしてほしい。このような表現もいたしたけれども、午前中の質問で、それは燎原の火のごとく燃え盛るよう考えるべきではないか、こういう思いの御質問がございました。ただいまの西村委員の御発言もそれと同様だろうと思ひますし、今私も、うまくいく特区の例は燎原の火のごとく全国に広

がっていただきたい、このような思いで頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしく今後とも御支援のほどお願いしたいと思ひます。

○西村委員 やめます。ありがたうございました。

○佐々木委員長 以上で西村眞悟君の質疑は終わりました。

次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

今度の構造改革特区法案というのは、何がこの法律の中心かというのは、なかなかすばつと、一言で言えば何かというのは、わかるようではわからないようなややこしいものですが、ただ、はっきりしてきたのは、なかなか政府が思うように規制緩和が進まない、そこで、特区を設けて一点突破、全面展開、こういう方針で臨んでいこうとしておられる、これがこの法案の一番の中心だということとは大体明らかになってきたというふうに思ふんです。

そうなりますと、結局、これはそもそも規制緩和の問題と一体の法律ですが、規制というもののについては、当然、もう古くなった、実態に合わないもので廃止すべきものがありますし、また、人間の知恵で、いろいろ歴史的な積み重ねの中で生み出してきたルールであり、そういう規制で残すべきものもあります。それから、ヨーロッパ基準などと比べてみてもかなりルールが厳格化されているから、つくっていかなくちゃいけない規制もありますから、なかなか十把一からげにして、とにかく規制を緩和すればすべしとする万能論ではうまくいかないというふうなことをまず考えなきゃいけないと思ふんです。

そこで、きょうは私、具体的な事例も含めてお聞きしていきたいと思ふんですが、最初に、商業特区とでもいふべきものですね、今度の大型店規制の緩和にかかわる特区の問題から質問したいと思ふんです。

政府のこれまでの大店法改悪、廃止ということ、政府の委託調査の結果報告を見ていると、これは政府参考人の方に最初に何っておきたいんで

すが、商店街実態調査報告書というのは、三年に一回、ずっとこれまで進めてきています。八八年から九七年にかけての間、最近のデータがまだつくられていないというものですから九七年で仕方ないんですが、従業員五人未満の零細商店、町の商店街を構成してきたところですね、ここで見てみますと、一九八八年の百二十九万六千四百四十四店が、九七年には百五十九万三千三百五店へと、二十三万七千三百三十九店、零細商店がなくなりました。これは倒産もあれば廃業もあるわけですが、一方、雇用者数の方で見ますと、同じく従業員五人未満の零細商店の従業員数は、八八年に二百八十六万一千六百九十人おられた方が、九七年には二百三十三万二千五百六十六人へと、この点では、五十二万九千九百二十四人、物すごく減っているわけですね。

一方、大型店の方は、八八年の二千七十店が九七年に三千二百四十七店ですから、確かに、大店法の骨抜きをやったり、九八年に廃止しましたけれども、その中でどんどんふえて、千七百七十七店ふえていますね。

では、零細商店で五十二万九千人減った雇用が大型店の方で吸収されたかといえ、これは八八年の四十六万六千八百四十八人が、九七年で六十六万五千七百九十三人ですから、十九万八千九百四十五人の増加、つまり、差し引きすれば、この分野では三十三万人、雇用が減っているわけですね。

ですから、規制緩和をやれば、商業がすべてうまくいって、雇用も伸びてと、そういうふうには必ずしもいかないということがここに出ていていると思ふんです。

まず最初に、零細商店での二十三万七千余の店の減少、五十二万九千余人の雇用が減ったこと、大型店では、千七百七十七店ふえて、雇用では十九万八千九百四十五人ふえたんだけれども、零細商店と大型店との雇用の関係で見れば三十三万人減ったという、この事実の方を最初に政府参考人の方から何っておきたいと思ひます。

○小川政府参考人 お答え申し上げます。

今委員御指摘のとおりでございます。商業統計によりますと、一九八八年、昭和六十三年で、小売の商店数が約百六十二万でございましたけれども、九七年に百四十二万、全体数がそうなっております。

五人未満の零細な商店さんを見ますと、八八年は約百三十万店舗であったのが、九七年には百五十九万九千というところでございます。従業員百人以上の大規模の店舗は、同じく二十七十店舗から三千二百五十店舗ほどの増加ということでございます。

従業員数で見ましても、委員御指摘のとおりでございますけれども、五人未満、八八年で従業員数約二百八十六万人、九七年で二百三十三万人でございます。一方、大規模店舗、百人以上でございますけれども、四十六万九千人から六十六万六千人への増加ということでございます。

ただ、全体数で申し上げますと、小売業全体では、八八年、従業員数六百八十五万から、九七年、七百三十五万に増加してございますので、五人から百人の規模のところで増加が見られたというところはあるかとも思います。

以上でございます。

○吉井委員 通常で言いますと、第一次産業から第二次、さらには第三次という、第三次産業への比重が移ってきていますから、ずっとそちらがふえていくことで、ある意味では、普通といえは普通というところがあるんです。

ただ、大事なことは、それにしても、九四年から九七年という商業実態調査の三年間の間には、逆に雇用の面でも減ってきているんですね。だから、一時期、第三次産業へ比重が変わっていったからふえたんだけれども、そこからさらに下がってきたという、九七年の九兆円負担増のときの消費不況がどんと来てからさらにこれが後退してきたというのをあわせて見なきゃいけないんですが、残念ながら、それは政府の方の統計はまだそろっていませんので、減っていることは定性的に

わかるのですが、定量的にはそこは議論のできないところなんです。

ここで大臣に伺っておきたいのですが、郊外に大型店が巨大なショッピングセンターをこの時期、どんだんつくったんですね。規制緩和が進む、巨大なショッピングセンターがどんだん郊外にできる。同じ大型店が、中心市街地に先に自分が出した店舗を引き揚げてしまふ。これで、巨大店舗が来て商店街は打撃を受けた上に、いい悪いは別として、ともかくにも核店舗であったところが撤退するものですから、ますます中心商店街が寂れていく。全国各地で商店街がシャッター通りに変わり、多くの中小零細商店、地域商店街が大打撃を受けてきたというのは、これは大臣も、地域を歩いておられてよく御存じのところと思うのです。

やはり、このときも、八〇年代末に、特にアメリカの圧力を受けて、大店法の骨抜きという規制緩和を進めてこういう事態が広がってきたことは明白です。全国の商店街の多くが疲弊して、それは、商店街が疲弊するだけじゃなくて、商店の皆さんは同時に消費者でもありますから、雇用が失われれば、当然、地域経済が衰退していく、お祭りがうまくできなくなる、消防団活動がうまくいかななくなるといふ地域社会崩壊の要因をつくり出してきたというところは、これは、やはり規制緩和といふのは何でもいから全部進めればいいというもののじゃないという、やはりそこはきちんと見なきゃいけない部分を非常に特徴的に示している事例の一つだと思ふんですが、まず大臣に、この点についてのお考えというものを伺っておきたいと思ひます。

○鴻池国務大臣 規制というものはいろいろな種類が当然ございます。先ほどもどこかの答弁で申し上げましたように、守らなければならぬ規制というものは、私はあると思ふんです。それは、商店にしても、町の風景を変えてしまうような規制緩和をする。あるいは、もっと卑近な例で言えば、路地裏の駄菓子屋さんがなくなってしまうような

ものも規制緩和の中に、酒屋さんも当然あるでしょうし、そこで日本の本来の風景、伝統、文化、こういったものが損なわれていくような規制というものについては、私はやはり一考すべきである、しっかりとしておくべきではないかと思っております。そういう中で、委員が今御指摘がございましたように、商店が壊れていくぞということについても十分考慮しなければならぬと思ひます。

ただ、神戸は余り御存じないかもしれませんが、兵庫県の神戸の三宮駅をおられたところからずっと商店街が元町駅、神戸駅までございます。その間に、駅前にも百貨店、しばらく歩きますと大丸百貨店がございまして、この近辺の商店街は、もう日本じゅうにも負けないぐらい随分ぎやかで、人がたくさん入って、きれいな店が並んでおるといふふうには私思ひます。ただ、大丸から今度は西に行きまして神戸駅の方に向かいますと、百貨店から遠ざかるほど町がだめになってきているという現象もございまして。

そういう中で、一概に大店舗がやってきて周りがつぶれてしまふ、いなくなってしまうということとは、神戸の例しか知りませんが、そういうこともあるということをお私思ひます。そういうこと、そういう意味から、地域活性化のために、そういう利益になるために大型小売店舗を持つてきたい、こういうことがいわゆる地域からの提案としてあった場合には、そこにはやはり特例措置といふものを、地域の実情に応じて規制を緩めていく、認めていく、こういうことも大変必要であらうかと思ひますので、関係省庁に検討を要請いたしておるところであります。

○吉井委員 断っておきますが、私は大型店を敵だとか悪だとか見て話をしてるんじゃないんです。

例えば、私は九〇年代の後半、随分各地の大型店を調査して回りましたが、小樽の方に国鉄清算事業団用地三十万平方メートルを使ってマイカル小樽というのが出店しました。それから、大臣も

マイカル明石は御存じだと思ふんです。巨大店舗が郊外ないしは市の中心部からかなり離れたところに店を出していつて、マイカル小樽ですと小樽を初め周辺の商店街がまず打撃を受けて、マイカル明石ですと明石の魚の棚商店街が大打撃を受けてというの、これは大臣も御存じだと思ふんですね。そのマイカルは倒産して撤退してしまふ。消費者は、もとの生活用品を買ったりする買ひ物の場が、最初の大規模店の進出で地域の商店街がつぶされ、今度は大型店という、そこがつぶれてしまふと、これは消費生活そのものの基盤が失われてくる、こういう問題があるわけなんです。

ですから、これはどこにどうつくるかという問題ではないかという議論だけじゃなくて、やはり出店も閉店も撤退も、企業利益だけ考えて行かうような勝手なことを余り勝手にやってくれたら、これは中小商店がつぶれ、商店街が消え、消費生活も大変になってくるという問題とか、やはり住民の暮らしそのものが大変になるんですが、そういうことはお構いなしということでは、やはりこれは困るわけです。

そういう無責任な企業活動の身勝手はやはり放置しておいたのでは暮らしても町づくりもうまくいきませんから、特区といふんだつたら、やはりこういう無責任な企業行動を規制して、高齢化していく住民の暮らしをしっかりと支える町づくりを考え、そういう高齢化社会を支えられるような商店街を、どのように役割を果たせるようなものをつくっていくのか、その中で今大臣おっしゃったような核店舗としてそれが役割を果たせるような仕組みやルールをどのようにつくっていくのか、やはりそのことを本来考えないと、これは一路、規制緩和の一点突破だということだけでやっておったんじゃないかと思ひます。どうですか。

○鴻池国務大臣 先ほどもほんの少しでありますので申し上げますが、国の方がモデルを示すのではなく、地方から自発的に要望してくるものについて十分な検討、そしてできるものからやっ

ていく、できないものはどうやらたまたまできるかというのを考えていくというのが今回の構造改革特区の精神でございまして、そのように進めていかねばならないと思っておりますので、自発的な立案を待つて検討を加えていきたいと考えております。

○吉井委員 私、特区が規制緩和万能の一点突破、全面展開のその入り口になるという発想じゃだめだと思ふんです。

かつて大店法が果たした役割というのは、不十分ながらも、開店日、閉店時間、休業日数、店舗面積の調整によって大型店と地元商店街が競争しながら共存できるという、つまり、経営的にも成り立たないことには、幾ら競争だといったって共存できる範囲でないと、ばたばたつぶれたんじゃ商店街はそもそも成り立たないわけですから、そういう点では、それをかつてはいろいろ問題があつても目指している面があつたんですね、大店の時代。

大型店規制については、実は欧米で見れば、これは当然のルールなんです。アメリカの例もかつて国会でも取り上げたことがあります、パークレー市の規制条例ですと店舗面積の調整をやっているんですね、何という業種のお店はこれだけの面積と。だから、店舗数がある程度になつてくるとそこから先はその店を出せないとかなですね。フランスでは、ロワイエ法とその九六年改正法で、大型店は出店許可制にして、中小小売業への影響と雇用への影響を調査することを義務づけて、これは罰則の強化もやっていますね。イタリアも、商業基本法で大型店の出店は許可制です。

イギリスは、九〇年に都市・田園計画法の制定で郊外に巨大ショッピングセンターの進出などを規制して、九三年の環境運輸省通達で、既存の中心街の活力、機能の維持、活性化につながる計画の策定を義務づけるということをやりました。ドイツは、六〇年の連邦建設法と六二年の建設利用令の制定で、都市中心部または特別の指定地

域以外では床面積千二百平方メートル以上の大型店は原則禁止だ、こういうふうにはやはり国全体としてルールを定めて、その中で、こういうルールとは別に、個々のところが歴史的景観を守りながらどう発展させるかとか、それはそれぞれに考えればいいことだと思ふんです。

これは政府参考人に念のために確認しておきます。外務省の当時の西村欧亜局長が九八年の予算委員会答弁で、概略、今のような各国のルール、仕組みというものを答弁しておりますが、経産省の方もこの仕組みについてはちゃんと御存じのことだろうと思ひますが、確認しておきます。

○小川政府参考人 お答え申し上げます。各国の商店といふますか大規模商業施設の出店規制の概要といふことでございますけれども……(吉井委員「大体今言つたのは間違ひなら間違ひと言つてください」と呼ぶ)

基本的に、おっしゃられたとおり、フランスのロワイエ法などを見ますと、一定の商業調整の観点も含めながら出店許可制度がとられておるわけでございますけれども、我々の理解では、例えば、イギリスなどは許可制度をとつてございますけれども、基本的な観点は都市計画法上の観点に立つたゾーニング規制のものではないかと。それから、米国も、今委員御指摘のカリフォルニア州のパークレー等の都市でおっしゃられたような規制がございましてけれども、国全体としては、やはり都市計画の観点からのゾーニング制度が基礎になつておるのではないかと、そんな理解をしております。

○吉井委員 これは、外務省にも当時確認しております、経済的規制や社会的規制、こういうのを組み合わせて。そのときに、それぞれに都市計画の手法も含めてやっていくとかいうことはありますが、いずれにしても、全体としてやはりそういうルールというものをつくっているんですね。

先ほど大臣は、それぞれ大変になつていふところ、そこは自主的に計画を出してというお話です

が、計画を出すにしても、例えば、福岡県の飯塚市で、これは先ほどと同じ例なんです、ジャスコ飯塚店というのが、かつて一万四千平方メートルで出店したんですね。中心商店街は打撃を受けました。しかし、来た以上はということ、つぶれたところもあります、核店舗にして、後いろいろ頑張っているんですね。

その後、ジャスコが、すぐ隣接の穂波町に、敷地七万二千平方メートルで店舗面積二万二千平方メートルの、今度は郊外型のジャスコ穂波店というショッピングセンターを、巨大なものを出したんですね。そうすると、周辺三十キロ圏の商店街は打撃を受けますから、当然、飯塚の中心商店街も大変になつてきたんですが、その中心商店街にあつたジャスコは、飯塚市との約束をたがえて撤退するんですね。もう解体処分して更地です。そうすると、中心商店街は、また核店舗を失つて大変な打撃を受けるということになりました。

九八年の国会でこの議論があつたときに、我が党は、大店法廃止に反対するだけじゃなくて、大店法を、大型店の身勝手な進出や撤退に一定の規制を加える、社会の、経済の仕組みの中で完全な規制というのはいくらも難しいわけですが、少なくともそれを行うルールを改正案として出しました。身勝手な進出と企業の都合だけで勝手に撤退するということ、この歯どめをやはりきちんとつくつておかねばならないことは、個々に特区だといつて、寂れてしまつたから、さあ、どうしましようということだけじゃなかなかうまくいかないんですよ、事態として。

そこで、商店街や中小の小売業者、それから、これからどこでもどんどん高齢化していつていくわけですから、高齢化していく中での消費者の買物の場をきちんと守ることとか、株式会社だから利潤追求第一だということ、会社の都合だけで、勝手に郊外に店舗を出したり、勝手に撤退してしまつたり、こういう無責任なやり方については、きちんとしたルールというものの、規制の仕組みというものを考えておかねば、幾ら特区とい

うことをおっしゃるにしても、本当に特区ということをお考えならば、実は、規制緩和の一点突破、全面展開のためじゃなくて、そういうきちんとした仕掛けを特区以前の問題として考えるということがまず先だと思ひますね。この点は大臣に伺つておきたいと思ひます。

○鴻池国務大臣 明石の例を出していただきました。そこから少し電車で西へ二十分ほど行きますと高砂市というのがございますが、ここで駅前のそごう百貨店が閉店ということになりました、私の友人たちがいっぱい、周りで小さな仕事、商売をやつておる者が大変困りました。ヤマトヤシキという姫路の百貨店が来てくれるということになつて、ちよつとほつとしていふところでございます、今委員の御発言については、よく理解をいたす立場でございます。

ただ、この特例といふものは、新たなところに新たに持つてきてどうしようということよりも、今委員がおっしゃいましたように、疲弊が進んでいる中心市街地、これの将来の活性化のために、どうしても核店舗、大型店舗が欲しいということ、これを我々は一つの対象といたしていふところでございまして、この活用に当たつては、都道府県が、あらかじめ関係市町村との協議、これは当然のことでありまして、住民等に説明して意見を聴取した上で申請を行うことができるということになつておりますので、関係者の意向を十分反映させることが可能であるということをお知らせをしようと思ひたいと思ひます。

○吉井委員 そこの話は、あれは三年ほど前でしたか、そごとと新生銀行の問題で私も国会でも取り上げたことがありますので、そこは覚えていふところなんです。

ただ、今おっしゃつたお話も、核店舗に頼るだけじゃなしに、本当は、その地域の持つて内発的な力といふますか、そこを發展させた、そして高齢化社会を支える商店街としての役割を果たすことによつてその商店街もまた成り立つていく、そういうものをどう生み出すかということが、京都

の西新道錦会商店街など、やはりそういう取り組みというものが始まっているところがありますので、それは大事なことなんですが、そのときに、特区だということではやらないことにはできないというのじゃない。

今特区の中で問題になっているのが、九八年の大店法廃止と立地法のときの最大の問題の一つは、法の目的から、大店法にあった中小小売業の事業活動の確保というのを削除して、そして大型店の進出を野放しにするというのが問題でした。そのとき、大店法の廃止で変更勧告、変更命令の権限がなくなったわけですが、それでは、大店立地法をかわりにつくったが、これでかわり得るのかと。それはノーだというのがそのときの大きな問題でした。

それにしても、申しわけ程度に、大規模小売店舗立地法第五項の新設の届け出、第六項四項の変更の届け出というのは、第八条の都道府県の意見等、第九条の都道府県の勧告等と結びついてあったわけです。大型店の進出の届け出を受けた都道府県が、その内容を審査し、意見を述べるか否か、勧告するか否かを決定しない段階では、大型店の新設は認めさせないということになっていました。

それなのに、今度の特区法では、大規模小売店舗立地法第八条、九条の規制撤廃を図るわけですよ。これは、都道府県等の意見や勧告を通じて大型店の出店計画に対して地域住民の意見を反映させる、わずかながらの仕組みであった部分さえ空文化させるということになってくると思うんですね。これは、特区の名において地域住民の意見も入り口から切り捨てられる、こういう形になるんじゃないですか。

○小川政府参考人 お答え申し上げます。
先ほど大臣の御答弁にもございましたけれども、今回の大店立地法に係る構造特区の特例措置でございますけれども、まず、あくまでも対象を中心市街地に限定しておるわけでございます。その中心市街地で、何とか小売商店さんと大型

店との共存共栄で中心市街地が再活性化されるということを期待いたしまして、手続の前提としたしましては、まず、各都道府県が主体となって申請するわけでございますが、あらかじめ関係市町村と十分協議しますとともに、各地元の中小小売店などの事業者さん、それから商工会議所とか商工会等の地元の中小企業団体、あるいは住民の方々から十分意見をお聞きして、合意が形成されて初めて特区の申請をなされるということでございますので、地元の発意に基づく、合意に基づく中心市街地の振興ということで、むしろそういった効果を期待しておるところでございます。

○吉井委員 それならば、もともと八条、九条の撤廃というのは要らないわけですよ。

今、地域からのというお話ですけれども、企業活動として中心市街地から撤退し郊外へという、これをやってきているわけですから、そこが中心市街地へ戻ってくるかどうかということとは簡単な話じゃないわけですし、あわせて、立地法に変えるときに、生活環境保持に転換したんだという説明でした。環境問題への対応とか、出店可能地域では環境問題からの規制を行うんだという話でした。その結果として出てきたのが、今度問題になっていきます大規模小売店舗立地法施行規則第四条第一項の四号から十二号ですね。つまり、駐車場の収容台数の確保のための来客自動車の台数予測算出根拠とか、それを設けたわけですね、この規則の中で。これは大店法廃止を強行するための言いわけとしてつくられたもので、十分なものはなかったんですが、ただ、いざいざ、少なくとも周辺道路の渋滞の回避とか騒音の抑制、悪臭や衛生対策などといった周辺地域住民の生活環境の安定に最低限度必要で不可欠なもの、こういうことでこれはつくられたわけですよ。

この法案では、今度の特区法では、それを撤廃するわけですから、つまり、それさえ届け出事項の対象から外す。これでは、当初言っておった環境を守る基本さえ取っ払ってしまうということになるんじゃないですか。

○小川政府参考人 お答え申し上げます。
まず、先生御案内のとおりでございます。旧大店法廃止に伴う措置といたしまして、委員御指摘のとおり、生活環境保持の観点から大店立地法の制定するというのをしたわけでございますけれども、あわせて、いわゆる町づくり三法というところで、都市計画法等によるゾーニング規制による一種の地方公共団体発意による立地規制が可能な制度、それから、中心市街地活性化法による全体としての政府一体となった中心市街地活性化の諸措置というものを組み合わせて制度化しておるわけでございます。

今回の特区にかかわる御質問でございますけれども、確かに今回大店立地法にかかわります諸手続の簡素化を図るわけでございますけれども、申し上げましたとおり、その前提といたしましては、都道府県が、各市町村それから地元住民と十分な協議、すり合わせをして、その発意によってなすということでございます。むしろ、その手続で八カ月、十カ月かかるよりは、大店舗にいち早く、少しでも早く来てほしい、それによって中心市街地の衰退を抑えたいということで、そういう場合に今回の措置に乗ることを認めるということでございます。

それから、届け出の書類もあわせて簡略化するわけでございますけれども、その場合も、当然、基本になります建物の配置でありますとかそういった書面は添付して、内容は届け出の中からわかるような仕組みになっておるわけでございます。

○吉井委員 大臣、ずっと聞いてもらってわかるように、八〇年代に随分アメリカから大型店規制をやめろと。これは当時外務大臣も本会議で答弁されましたけれども、アメリカは、ヨーロッパに対しては、日本よりも厳しいそういう規制を撤廃しろということは一切言わないで、日本にだけ言ってきたわけですね。大型店、大店法抜き、とうとう廃止という方向へ来て、その中で、冒頭に御一緒に見てまいりましたように、中小零細商

店がどんどん減ってくる、雇用もどんどん減ってくる、大型店はどんどんふえる、しかし失われた雇用は吸収されていない、こういう現実が規制緩和の中で出てきたわけですよ。

大型店の出店も撤退も野放しというこれが根本にあつて、それにかわって一応答弁にあつたように違う仕掛けをつくったのだが、ゾーニング規制だ、あるいは中心市街地活性化だといつてもうまくいかない。だから、やはりうまくいかないというこの根本を外して、避けたところでやったら、これはうまくいかないのは当たり前のことなんです。うまいか、うまいか、今度特区法案で考えているのは、申しわけにしろ言っておいた当初の環境対策とか、あるいは、都道府県のかかわりによって窓口の段階で住民の意見が十分反映されるという、これも今度は撤廃してしまふ。今度の法律で撤廃するわけですから。

だから、そういうふうなやり方では、これまでの規制緩和でただでさえ深刻になった地域経済をさらに深刻にさせてしまふということとは明らかで、やはり構造改革特区法でこうした規制緩和と万能主義をさらに進めてしまふと、国民生活と地域経済に一大きな打撃を与えるということになります。私、これはやはり特区以前の問題として、大もとのところでこういう大型店規制を野放しにしてしまった問題について、改めてきちんとしたルールを検討して考えていくということを考えなきゃいかぬと思うんですね。

これは大臣に伺っておきたいと思ひます。
○鴻池国務大臣 今回の特区の大型店舗をどうするかという発想は、先ほども申し上げましたように、穴があいて疲弊して、その地域の住民なり地域の商店なり、あるいは市町村長なりが、強い要望を持って大型店舗の誘致をしたい、そういう提案について、通産大臣が要件に合致しているかと判断すれば内閣総理大臣がこれを認定するということであります。

委員がおっしゃいましたように、私もそう思います、大型店舗だけに頼ってその町が活性化する

ということ以外のこととも考えなさいかぬ、そのように全国的な商店街等の疲弊を見ておりまして思うところもございませうけれども、今回の特区構想は、今私が申し上げましたとおりの発想でございませう。

○吉井委員 疲弊させた根本原因を明らかにしてそれを大もとで断ち切る、改めていくということをやらないと、その根本を抜きて次のこと、もうだめだったら今度は次と、そのやり方でもって大店法を廃止して立地法をつくったのだが、中心市街地活性化法をつくったのだが、さっぱりうまくいかない、だからまた次のこととなっているだけですから、これはやはり大もとに立ち返った根本的な対策というものを考えていかないと、そこには、そういう地域の商店街や地域社会を崩壊させるような企業の一時的な大きな力でもって進出も撤退も勝手気まま、やはりそういう無責任な行動に対するきちんとしたルールというものをつくるといことがまず先決である、そのことを申し上げまして、時間が大分迫ってまいりましたので、きょう予定していたことの多くはまた次回にしたいと思ひます。

総合デフレ対策の中でも、規制改革の加速を一つの柱として掲げているわけですが、これは大臣に伺っておきます。

公的関与の強い分野を中心とした規制改革として、総合規制改革会議の十二月の第二次答申に向けて、医療、福祉、教育、農業等を挙げ、取り組みを始めるということを明記しております。この規制改革会議の中間取りまとめを見れば、この分野の規制緩和策の方向は、各分野への株式会社への参入が大きな柱といえますか課題となっております。十二月の第二次答申で株式会社への導入の規制緩和を打ち出す、こういうことで進めていかれるのか、この辺をまず伺っておきます。

○鴻池国務大臣 ただいまのところ、株式会社参入については、それぞれの御批判がございませうけれども、農業の分野ということに相なっております、教育、医療の分野につきましては先に送る

ということに相なっております、ただいまお話しのとおり、十二月に予定されております第二次答申としての取りまとめに向けてさらに調査をし、審議はされていくものと思っております。

○吉井委員 ちょうど終了しましたの紙が来ましたから、次回に残りはやりたいと思ひます。終わります。

○佐々木委員長 以上で吉井英勝君の質疑は終了いたしました。

次に、北川れん子君。

○北川委員 社民党・市民連合の北川れん子といひます。よろしくお願ひします。

まず初めになんですけれども、なぜ十一月七日に第二次提案募集を来年の一月十五日までの締め切りでされるというふうになったのでしょうか。第一次、第二次、第三次と、もともとそういうふうにくと継続と思われてこの構想を、アイデアを募集ということに着手されたのか、第一次のアイデアの内容が薄かったのか、件数が少なかったのか、その辺の事情を伺ひたいと思ひます。

○鴻池国務大臣 この構造改革特区構想というのは、委員御存じのとおり、七月にこの構想が生まれました。そこでまず、官から民へ、あるいは国から地方へという発想、哲学のもとに、地域に対して提案を募集いたしました。四百二十六の提案がございました。これを精査いたしました。ただいまの法案御審議をしていただいているに至っておりますのでございますが、十一月七日に第二次募集をいたしまして、締め切りが必要でございますから一月十五日を締め切りといたしまして、さらなる光った御提案、アイデアをちょうだいしたいということとその作業を開始しているところでございます。

○北川委員 歯磨きのチューブを絞りに絞ってアイデアをひねり出すというか、そういうことなのかともわかりませんけれども、今おっしゃった件数の中で、地方公共団体が四百二十六のうち二百四十九、民間、大学が十八と。私なんかは思ひのほか民間からの募集というものが少ないのではない

かなという気がいたしておりますけれども、第二次募集では、大臣、どれぐらいの件数が、そのうち採用されるのは一割程度ということになると思ひます。うん、でも、一月十五日までですから、あと約二カ月、お正月を挟むわけですが、どれぐらいのものの上がってくるというふうに御自身は思ひます。いつしやるでしょうか。

○鴻池国務大臣 ただいま募集集中でございますので、何件提案が出てくるかということとはわかりません。

○北川委員 というか、期待しているといひます。か、数の多さというものが、どれほど国民それぞれに浸透して、ああ今、国は特区構想ということ、経済の活性を図ろうということを知徹底しているかという意味合いにおいて、どれぐらいの件数だったかまあよしとしようというか、隔々まで行き渡って、自分たちがそういう特区の構想を募集しているということを知ることがある機会を得ているか、そういう判断になると思ひます。ですから、件数的に大臣は第二次募集でどれぐらい上がつてくれたらいいなというか、うれいなと思ひうか、再度伺ひたいと思ひます。

○鴻池国務大臣 今申し上げましたように、件数ではなく、きらりと光る、我々が前向きに取り組んで、そして提案された地域なりそれに関連しておる企業なりが随分活力が出る、そういうものが出てくればいい。

ただ、委員御承知のとおり、今も日程的なものも申し上げましたけれども、第一回は、七月にこの構想が始まって八月三十日が締め切りでした。今、新聞紙上、あるいは私自身もテレビ等に出演させていた大きなPRにこれ努めております。また、時間のある限り地方に出向きまして、そして出前持ちの精神でこの特区構想について多くの方と語り合いたい、このように思っております。

○北川委員 今までの官と民の交流がいかに少なかったかということ、今おっしゃったように、砂金のように、珠玉のものを求めているのだとい

う点を強調されたと思うんですが、きょうの産経新聞に、世界の主要国・地域を比較した二〇〇二年版経済競争力報告というものの発表の数字が、よくダボス会議というところで紹介されていますけれども、載っていました。この中に、技術革新の点では日本が五位なんですよ。

そこで、もう一度伺ひたいんです。日本はノーベル賞もつたということ、技術革新的には民間レベルでも頑張っているという点が実証されたと思うんですが、今回、民間からの提案ですね、先ほどもちらつと触れたんですが、地方公共団体の方が多くて民間は少なかったわけですが、民間企業からのヒアリングというものはあったのか、提案は採用に至らなかったのかどうか、その辺、少し内輪のことに触れてみたいと思ひますが、どうであつたのでしょうか。

○鴻池国務大臣 御指摘のように、今回民間からの御提案は十八件でございました。その他が地方公共団体でありました。ただ、例えば委員のお地元の兵庫県の姫路あたりで、新日鉄がリサイクルについての提案を出してきました。これも市町村、いわゆる市レベルで共同で上がってきておりますので、そういうのを含めれば民間のアイデアというの比較的あるのではないと思ひますが、先ほど答弁申し上げましたように、私自身、出前持ちをしながら、民間からのアイデアもできるだけ出していただきたいということをPRしたい、このように思っております。

○北川委員 今回、島津製作所というものが、今おっしゃった、大企業と行政というのは結びつきがすごい深いというのは、戦前あつた財閥が戦後は解体されたといえども、やはり大企業といえは財閥系だったものからの流れというものが大きく日本の中には戦後もあるわけで、今回どちらかというと、珠玉のアイデア、砂金のようなアイデアというものは、ちっちゃな民間会社とか中小企業とか、そういうところ、ぜひ大臣が出前持ちで行って話を聞いていただくといい意気込みでやっていただきたいと思ひます。

日本は必要な規制がなくて不必要な規制が多いんじゃないか。その一つのあらわれとして、先ほどの順位の点で、経済の自由度というものが、香港が九年間連続一位ということなんですけれども、日本はやはりことしも三十五位ということなんです。外国の人々から見ると日本はそんなに魅力がないというところに至っていると思うんですけれども、その辺は大臣の御認識は、そうだと思うのか、違うと思われるのか、その辺いかがですか。

○鴻池国務大臣 先ほど岩國委員から御質問がございました。御質問というよりも委員の持論を展開されました。私は、自席におりまして、なるほどとうなずかせていただいたことがございます。というのは、やはり海外からの企業というものが日本に入ってくるに、海外から日本に対する魅力がない、しかし、日本には金があり、そして人数が多くて自由がある、しかし、その中でも出発点としてなかなか難しいところはやはり規制にありではないかということに私は同調をいたしておった次第であります。

○北川委員 三十五位はしかるべくして三十五位なんだというのが大臣の感想でもあるということとかもわかりませんし、日本は、GDPでも先進七カ国と言われる中で最下位で、全体でも二十位だということになってきているという数字も紹介されています。そういう中での特区構想が、苦しい苦、苦悩の苦、特別の区がそういう苦悩の苦にならないようにしていただきたいというふうに思っています。

この四百二十六件のうちに本当に必要な規制がないのではないかと、次にお伺いしたいわけですが、企業活動に対する規制の強化はどれぐらいの範囲、今回持ち出されているのか。どういう範囲で、規制の緩和ではなくて、規制の強化は四百二十六のうちにどれぐらい含まれているのか。

○鴻池国務大臣 本件は規制の緩和を主眼点としたしておりますので、規制の強化はただいまのと

ころ一切ございません。

○北川委員 ゼロということ、私も全部見たわけですが、ほとんどの用語が、緩和、簡素化、迅速化、弾力的運用、拡大ということ、どちらかというと規制を強化するというのは本当になかったわけなんです。本当にそれでいいのかなというのが私の思いの中にあるわけです。雇用の悪化とか企業の倒産、環境悪化、安全衛生の低下などの弊害が生じる場合もあるわけですね。よくなる場合もあるかもしれない。よくなる場合の範囲もどちらかといえばある程度は範囲の中で、あとは悪くなったということも物事にはよくある話でありまして、こういう弊害が生じた場合、責任はだれが持たれるというふうにこの法律構成上はなるのでしょうか。

○鴻池国務大臣 委員が今不安に駆られておられる弊害という失敗例というのを教えたいたきたいと思えます。(発言する者あり)

○北川委員 期せずして委員の方から、何を指してと。まだ始まっているわけではないから、私はどういうデメリットがあるかと思っているのか。

例えば私は、大臣おっしゃったように、尼崎です。尼崎港という港があります。今回も港湾のことがいろいろ取りざたされているわけですが、二十四時間港湾システムをやるとか。二十四時間空港というのが関西新空港で沈んでいくというのが出ていますけれども、もしなかった場合、尼崎は、自動車の公害訴訟とかで裁判の一定決着を見たけれども、改善はされていないということでもまた提訴という段階に入られたと聞いておりますけれども、一定程度静けさが戻ってきて、住民としては夜の十二時以降は寝やすい状況に幾分か変わったかなと。

でも、今度港が二十四時間活性化になったとする。そのヤードとか大きないろいろなものを貸してもらえる。では、尼崎で借りようとする企業が出てきたとしたら、二十四時間活性化は港の場面としてはいいかもしれない。でも結局、そこを二十四時間活性化するわけですから、次の朝まで

荷物をとめ置くということは普通の人は考えないわけ、やはり夜、荷物をとりに来られるということ、トラックが通る回数が増えるとか、排気ガスがふえるとか、騒音がふえるとか、照明が明るくなるとか、そういう点というのは、やはり住む者としての心配というものをこの経済特区、構造特区の中に私は見るわけなんです、そういう点はいかがでしょうか。

○鴻池国務大臣 尼崎の港周辺に人家は一軒もございせん。しかし、あなたがおっしゃる通りに、通行等については第二阪神国道、四十三号線あたりでいろいろ問題があることも承知をいたしております。

いいですか、もう。

○北川委員 まだあるんですか。

○鴻池国務大臣 これは、発展途上国以外、先進諸国の港等については、二十四時間というものが役所もいわゆる通関業務を含めては当たり前のことになっておつたのを、今回、主要貿易港でやるといことになっておりますので、近隣他国との競争力というものが貿易を通じてプラスになるということのメリットはあるということでございます。

○北川委員 一軒も港の近くに住宅がないというの、やはりちよつと誇大な言い方といえますか。

21世紀の森構想を、一千ヘクタール、四十三号線の南側を尼崎は予定しております。そのうち、やはりあの湾岸地域の広大な敷地の中に住宅を建てるという構想はかねてから持っているわけなんです。そこを商業ベースとして開発して国体用のブルーとかそういうものを五十五ヘクタールつくろうという予定で、今、七年前のあの阪神・淡路大震災を受けてから、やはり南北の交通の便をよくしてやろうというのがあります。そして、今も人家がないというわけじゃない。

大臣、申しわけないんですけど、湾岸線の利用率からいっても、なかなか湾岸線はやはり高くて使ってもらえないという状況の中では、内道

路を使うというのが尼崎の現実なんです。ですから、湾岸に一軒もないという言い方は私はすごく拡大解釈だと思わなければならない、譲ってそれがそうだとしても、それがずっと人家がないところを通るというわけではないわけ、内々の中に入ってくるというのには予想されるので、ぜひそういう点があるということをお認めいただきたい。現実認識においても共有認識を持たない、特区の問題は規制の強化への配慮がなさ過ぎるということ、これは各地に問題をもたらす大きな萌芽を残すというふうには私は思います。

それで、次に進みたいんですけども、九条の認定には取り消しというところしかなくて、責任の明確さや、また判断基準の客観性の担保というのが規定されていないというふうに思うんですが、これは認定の基準を緩くするのだから厳格にするのか、その辺、どういふふうに読めばよろしいんでしょうか。お答えいただきたいと思います。

○鴻池国務大臣 お待たせをいたしました。

九条につきましては、文言のとおりでございますが、「その認定を取り消すことができる」ということ書かれておまして、その他の事項につきましては関係行政機関との今後の協議になると思ひますし、特区構想の中でよりよく方向性を見出していくことなろうかと思ひます。

○北川委員 明確にその基準が緩くなるのか厳格になるのかということにはお答えにならないから、多分その場合は基準が緩くなるということだろうと思うので、取り消しの基準も緩い、それで、先ほどいみじくもおっしゃったように、規制のすべて緩和なわけですね。だから、規制の強化を提言した人は多分取り上げられなかったであろう、九百件あったばかりのその一割という数字の中で、あとの多く、規制の強化を提案した方も思ひまされなかったのではないかと、そういうふうに行っているわけですから、認定の取り消し基準というのは厳格にするべきだといふに私は思いますので、ぜひこの点なども、マニュアルを、ガ

イドラインを出しただくようにお願いしたいと思うわけです。

企業に好かれるための自治体間競争の激化になるのではないかと。午前中の議論の中にもあったように、お金を持っている人たちが多く住んでいる、税金をたくさん払っている人たちがよい思いをするような特区構想であればいいというお話をされて、でもそうじゃない人たちはどうなるんだらうと幾ばくかの心配もされた御意見が出ておりました。私自身は、企業に好かれるための自治体間競争というものに対して、尼崎の戦後五十七年間というものは、まさに企業に好かれるためにあった尼崎というものが、五十七年後はどうなつたかといったら空洞化になつてしまったという現実を踏まえて、鴻池大臣も尼崎御出身だという点において、このことへの反省とか、今の現実の尼崎の状況を見ていて、なぜ新しい活気あるものが次々と生まれるような都市にならなかったのか、その点の御自身の思いというのがあればお聞かせいただきたいと思ひます。

○鴻池国務大臣 私は、尼崎という町に生まれ、五十七年間住まひをいたしておりました。随分人情味のあるおもしろい町であつたことは間違ひありませんけれども、やはり委員がおっしゃいますように、公害等で何となく汚いと言われる町であつたことも事実でございます。大分空気がよくなつてきたとは思ひますけれども。

ただ、私は、そこに住んでおつただけで、反省すべきところはございません。市長も市議員もやつたことがありませんから、住まいをしておつただけですから、反省をしますかと言われても、反省すべきところはあります。

それから、企業に好かれるための自治体間の競争であるというのは、本会議でも委員、御質問がございましたけれども、それは、本会議の答弁でも申し上げましたように、全く当たつていないというのを申し上げておきたいと思ひます。

○北川委員 では、逆に言えば、住民としての苦悩を尼崎に住んで感じなかつたということを御紹

介になつたのかもわからないんですが、私は、偶然尼崎で、ある大人になつた時点から暮らすということを経験して二十年足らずですので、よく新住民というジャンルに組み分けられるんですが、尼崎にはすごい愛着を感じます。そして、殊に昔の尼崎の風景や景色を知っている方がどんなにそのことを熱く語ってくれるかという点において、今一番寂れてる南の方が、どんなにきれいな砂浜で、どんなに活気があつて、労働者がどんなにたくさん商店街を闊歩して明るい兆しを感じたか、そこに道路が通ることと分断されて随分変わつていくんだといった点をすごく紹介してくださつて、今なお、みんなはいいところを求めて住むわけですよ、空気のいいところ、環境のいいところ、文教地区へ。今なお住み残つていらつしやる方がいるという現実において、私は、尼崎はすごいと思つてゐるわけですよ。

やはり、そこに愛着を感じた幾ばくかの歴史を絶対に体に感して逃さない人たちがいるといった点において、尼崎の将来は私は希望があるものと見てゐるわけで、鴻池大臣は尼崎の中でもとてもいいところに住まれていたのかわかりませんが、けれども、そういう一抹の自分の思いで、今なお、目をつむれば白浜の砂浜が見えるといった方たちの思いをぜひ酌み取つて、企業に好かれるための自治体である、住民は泣く、泣かざるを得ない目を引き受けなければいけないんだといった点を、ぜひ私は知つていただきたいと思つてゐるわけなんです。共存共栄、それももちろん、ずっと尼崎は歴史的に責任を果たしてきた町だということに思ひます。

次にお伺ひしたいんですが、これはとてもおもしろい順位があつたんです。一番何のジャンルが多かつたかという、農業が九十四、研究が六十九、観光・国際交流が五十七、生活・サービスが四十六、教育が四十四と、数字的に見ると、分析するとこういうふうになつてゐるわけですよ。農業に対して、こんなふうにしてもらいたい、あんなふうにしてもらいたいというものがたくさん出てゐるんですが、兵庫県の場合は、兵庫県も尼崎も、生活・サービスというところの欄が提案がなかつたんですね。その点は、大臣、どう思われるかということと、大臣は一番何を、どのジャンルに期待を持つていらつしやるのか、ついでにその辺などもお伺ひしたいと思ひます。

○鴻池国務大臣 尼崎をいかに愛しているか論議はまたの機会にさせていただきますと思ひます。しかし、委員御存じの庄下川、あそこが昔、私の親父なんか、泳いでおつたんです。それが今もガスの出るようなあいう汚いもの。それを私、衆議院議員になりました、我田引水ではありますけれども、河川をきれいにするモデル河川という事業にのつとりまして、予算を引張つて帰つてきて、あの川に魚が泳いでゐるでしよう、あれは実は私が頑張つたんです。ですから、委員もあの町の唯一の、唯一じゃないね、たくさんいらつしやいますけれども、議員でいらつしやいますから、ぜひとも我々の愛する尼崎をよりよくするために御尽力をいただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

それと、何に期待するかということは、提案をしてゐるのが地方あるいは民間でございますので、それが上がつてまいりました折に、すべてのものをできる限り、できないものはできるように規制緩和をしていくというのが私の役目であろうかと思ひますので、特定にこれに關してはということ、今のところ、申し上げるものはございません。

○北川委員 とても立派な先輩議員を持ったことに感謝をしたいと思います。どのジャンルもぜひ関心を持つて。

次に、阪神・淡路大震災以降の尼崎を含め、兵庫などに生活や暮らしの面に対しての提言がなかつたという点において、私は何を心配しているかということ、やはりそこまで募集をしてゐるということが行き渡つていないのではないかと、この点を心配しているわけでありまして、ぜひ、第二次募集においては広報の強化をしていただきたいと

いうことを改めてお願いしたいわけです。次の質問は、港湾関係者の皆さんの方から、港湾、運送事業者の業域と港湾労働者の雇用に対して、今回、特区構想の中にも港湾関係のものがいろいろ出てきてゐまして、十四条に定められました。その点への重大な影響がこれを入り口にして年度を経ることにしてくるのではないかと、心配の声や懸念の声が上げられてきたので、そこをお伺ひをしたいと思ひます。

港湾の目的以外にはこれは使用できないというふうなこの十四条を読めばよろしいのでしようか。きょう、担当の部局の方にお越しをいただいておりますので、その辺、まず初めに確認をさせていただきますと思ひます。

○金澤政府参考人 お答えいたします。委員から、港湾の特区制度、港湾法等の特例制度の趣旨についての御質問があつたと思ひます。この十四条の港湾の特区制度についてでございますが、現在、アジアの諸港と非常に激しい国際競争の中で、我が国の港湾の地位というもののが相対的に低下してきておりまして、国際競争力の強化というものが非常に重要な課題となつております。

その中で、現下の厳しい財政制約のもとで、我が国港湾の国際競争力の強化を図るために、施設整備といういわゆるハード面のみならず、国や地方公共団体が整備したそういう公共埠頭、港湾の埠頭でございますが、とりわけ公共コンテナターミナルにつきましては、既存ストックの有効活用の観点から、民間企業の経営能力を活用してその運営の効率化を図つていくといった、そういうソフト面での施策の推進というのが重要性を増してきております。

このため、民間の経営能力を活用しまして、国や地方が整備しました公共コンテナターミナルの効率的な運営、ひいては港湾の国際競争力の強化というものを實現するために、いわゆる特区内の重要港湾におきまして、公共コンテナターミナルの一体的、効率的な運営事業、そういうものを行

おうとする民間企業のうちから、港湾管理者が、公告とか縦覧などの公共性というものを担保するための手続をきちっと経た上で、一定の要件に該当するものとして認めた、そういう民間企業に對しまして、いわゆる行政財産でございます公共コンテナターミナルを一体的かつ長期的に貸し付ける、そういうことができるということを、港湾法等の特例措置を特区法案に盛り込んだところでございます。

本制度、地方公共団体の自発性というものを重視する特区におきまして積極的かつ適正にこれが活用されまして我が国の港湾の国際競争力の強化が実現されますように、私も積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○北川委員 私がお伺いした質問は、縦覧をするとかそういう手続をやった上で、なおかつ、ターミナルは港湾の目的以外には使用はできない、そういう項目があつてそういう今の御説明に続くのか、港湾の目的以外にも使えるということがあつて以下の御説明に続くのかということをお伺いしたかったのです。

○金澤政府参考人 少し長い説明をして恐縮でございます。いづれにいたしましても、港湾の目的に使うという制度でございます。

○北川委員 では、港湾の目的以外には使えないんです。

○金澤政府参考人 港湾の管理運営に使う目的でございます。港湾以外の目的には使えません。

○北川委員 ありがとうございます。

では、それが共通認識だ、港湾の目的以外には使えないというふうに出てきたわけなんですけれども、先ほどおっしゃった、重要港湾が千二百三の港のうち百二十八あるというふうにお伺いして、尼崎はこの重要港湾の中に入っているのかなどなのかなと思ひながら百二十八を思ひ浮かべていたんです。

それで、お伺いすると、スーパー中核構想というのがあるようで、来年までには、この

重要港湾の中でも最スーパー、ですから、最も力を入れて国自身も、というか、港というのは地方自治体の財産権が発動できる場所の唯一のものなわけですから、地方自治体と国が一体になつてスーパー中核をこの港湾とこの港湾とこの港湾にしようということを選定しようというのをやっているとこのようにおっしゃったわけですが、この特区構想との整合性といひますか、そういうものはどういうふうになつていっているんでしょうか。

○金澤政府参考人 特区構想と申しますのは、特区が認定されたところにおきまして、先ほど申し上げたように、企業の申請それから港湾管理者の認定、そういうことに基づきまして合理的な港湾の経営ができるようにしようという制度でございます。

一方、スーパー中核港湾の構想として私も今進めておりますものは、国際海上コンテナ貨物の取り扱いにおきましてより効率的で経済的な港湾物流サービスの供給を目指しまして、いわゆる既存ストックを有効活用いたしましてコンテナターミナル運営の大規模化を図ります。それとともに、我が国の中においていわゆる中核港湾と私どもが指定しているところがございまして、これは東京湾、大阪湾、伊勢湾、北部九州の四地域でございますけれども、その地域におきまして、先導的、実験的にそういうソフト、ハード両面にわたる支援を行うような港湾、そういう制度改革を進めていきたい。そういうことによつて、国際競争力、アジアの例えば韓国の港、台湾の港、あるいはシンガポールとか中国の港、そういうところに港湾貨物が平たい言葉で言いますと流れていくような状況が出てくるので、我が国の港湾の競争力をつけることによつて我が国の経済の活性化に資したい、資していきたいという思いで、そういう中核港湾構想、スーパー中核港湾構想というものを進めております。

したがしまして、今回の行政財産である港湾施設の貸付制度、そういうものと、それからスーパー

中核港湾における次世代高規格コンテナターミナルの整備、そういうものの整備の促進にも今回のこの制度が資するものとして、他のソフト、ハード施策とあわせまして港湾管理者の自発的な判断によつて積極的に活用されていく、このことを期待しているところでございます。

○北川委員 お伺いしていると、やはり特区として提案された港、例えば今たまたま私が思い出したのは、博多港なんかは特区ありスーパーあり、スーパー特区というふうになつて、ある意味、どこかはそういうふうになつていくんだけれども、では、そうじゃない非特区の港湾の衰退とか港湾労働者の雇用の喪失といひますか、今まで尼崎や神戸地域に住んでいた者がスーパー特区にあそこがなつたからといつてすぐ転居とか、なかなかそういうふうな労働者というのは動くことはいかないわけで、その非特区になつた港湾への配慮。

といひますのは、海運事業が戦前は日本は有名といひます。とても立派に稼働していた国だったわけですね。それが今港が寂れてきているという状況の中には、そういう新しいものがつかめていないということだろうと思ふんです。そういう中で、余りにも港も多過ぎるといった点がもととも問題点としてあると思ふんですが、非特区になるところへのこれからの重点課題というふうなものは、この特区構想とは少し外れるとは思ふんですが、今港湾局長のお立場として、どういう配慮が必要かなというのはいくらも頭の隅に思い描いていらつしやるのか、今はスーパー特区の方に向けて集中してやりたいと思つていらつしやるのか、その辺、少しお伺いしたいと思ふんです。

○金澤政府参考人 我が国の港湾の役割というものは、特に国際貿易港の役割を委ねられております。そのお話を聞いて述べさせていただきます。エネルギーは一〇〇％輸入しております。工業製品も多くのものが輸入されるような状況になつてきております。

その中で、そういう工業製品とか消費物資とい

うのは、コンテナ貨物という形でコンテナに詰められて輸送されているという形態が大勢でございます。そういうコンテナ貨物を我が国の中でどのように扱っていくかということについて、私もこの政策をいたしましては、先ほど申し上げました、これをやはり拠点の、重点的にやっていくということが経済合理性になつておりますので、いわゆる物流コストを下げなければいけませんから、そういう意味で、我が国の中に中核港湾というものを指定いたしました。それは東京湾、伊勢湾、大阪湾、北部九州でございます。これは我が国のやばり主要な経済地帯でございます。あるいは、人口が多い地帯でございます。それと、中核港湾といひますのは、まあ地方ブロック別に一つずつぐらい、全部で八港ぐらい指定しております。こういうところを重点的に港湾の整備を図りましてコンテナの取り扱いをしていこう。

そのほか、港が多くあるというふうにおっしゃいましたが、港はコンテナを扱うばかりでなくて、いわゆる製造業の原材料を輸入している港湾もございまして、あるいは、例えば北海道で申し上げます、いわゆる牧畜のための飼料穀物を輸入しているような港湾もございまして、あるいは、木材を輸入しているような港湾もございまして、こういうバルク貨物をいっばい輸入しているような港湾もございまして、それは、それぞれの地域にそれぞれの生産拠点において港が整備され、運営されております。

こういうものをいかに効率的に合理的にやっていくかということで、ハードの面では、どんどん船型が大型化していますから、それに対応するように整備をきちつとやるということとともに、ソフトの面においては、経営の合理化が果たせるように、港湾の運営が合理的に行われるように、さまざまな施策を今展開している最中でございます。その施策の一つが今回の特区法でお願いしている内容でございます。また別途、PFI法の中でも、PFIの制度を使ってやれるような方策も考えさせていただいております。

港湾の制度は、なかなか一言でここで御説明するには、非常に複雑な、非常に多段階といえますが多層の階層性を持つておるものですから、いすれにいたしましても、私どもとしては、我が国の経済を活性化し、国民の生活が安定化するよう、ハード、ソフトあわせまして、しかも重点的投資が果たせますように、効果が早く上がりますように努力させていただいている。その中の一つのメニューとして、今回、特区法の制度をお願いしているということでございます。

○北川委員　やはり、頭の中がもうすべて特区で充滿されているというのがよくわかりました。ぜひ、非特区の問題においても、なぜかといいますと、やはり物をつくる日本というのが内輪になれば港の活性がないというのは、まさに局長が今おっしゃったと思うんですよ。資材、原材料の行き来がないことには港湾というのは潤ってこないわけですので、ぜひ物づくりの日本になるためにも何が必要かという点を強調していただきたいと思うんです。

そこには、次には労働者というところになると思います。

それで、十五条に入管法の改正というのがあって、私はこれがなかなかわかりにくいので、またいずれのときにもお伺いしたいと思うんですが、きょう教えていただいた数字でもしよかったのが、投資・経営の上位五位の国というのがアメリカ、韓国、イギリス、フランス、ドイツなわけですね。研究にかかわる新規入国者の推移で上位五位が中国、韓国、インド、ロシア、アメリカでも、年々日本に対しての数字は減ってきているというのを御紹介いただいたわけですが、まず、この入管法の改正によりまして、港湾労働者に外国人がなりやすい状況が生まれてくるという心配はないのかどうか。

ちよっと時間の分数が少なくなってきたので、本当はこの間にもう一つ質問があったんですけれども、突拍子もないと思われるかもわかりませんが、単純労働への外国人の就労というものの

に道を開くことにこの特区構想はならないのかといった点をお伺いしたいと思います。

○増田政府参考人　今般の特区法における入管法の特例措置は、地方自治体が地域活性化の観点から設定する特区、具体的には産学連携による研究推進と産業活性化の高いポテンシャルを有する地域に所在する研究施設等で研究活動に従事する外国人研究者等に限って在留期間の延長等の特例措置をとろうというものでございます。

したがしまして、この特例措置を設けることが、ただいま委員お尋ねの、いわゆる単純労働者の受け入れに将来つながっていくものとは考えておりません。

○北川委員　またその辺の議論は次のときに譲りたいと思いますので、きょうはどうもありがとうございます。

○佐々木委員長　以上で北川れん子君の質疑は終わりました。

次回は、来る十五日金曜日午前九時二十分理事會、午前九時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時一分散會

平成十四年十二月二日印刷

平成十四年十二月三日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局